

令和8年3月5日

第1回岩美町議会定例会議案
説明資料

岩 美 町

第1条 特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額<small>の100分の120</small>に相当する額に6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額<small>の100分の120</small>に相当する額に_____100分の172.5_____を乗じて得た額とする。</p>

第2条 特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額<small>の100分の120</small>に相当する額に_____100分の175_____を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額<small>の100分の120</small>に相当する額に6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5を乗じて得た額とする。</p>

第1条 職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあつては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上である職員 <u>7,300円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあつては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上である職員 <u>7,100円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6</u>月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの（次項及び第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105を乗じて得た額）、<u>12</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u> </u>100分の125を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの（次項及び第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105を乗じて得た額）<u> </u></p>

月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の70を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の60を乗じて得た額）、12月に支給する場合には100分の72.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては100分の62.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当職員がそれぞれその基準日現在（退職し又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職

_____に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、_____100分の70を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の60を乗じて得た額）

_____に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当職員がそれぞれその基準日現在（退職し又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、_____100分の105（特定幹部職

員にあつては、100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあつては100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50(特定幹部職員にあつては100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあつては100分の62.5)を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外	1	195.8 00	242.0 00	276.3 00	309.8 00	332.6 00	366.8 00
	2	196.9 00	243.3 00	277.3 00	311.3 00	334.4 00	368.5 00
	3	198.1 00	244.7 00	278.3 00	312.7 00	336.2 00	370.1 00
	4	199.2 00	246.1 00	279.3 00	314.1 00	337.9 00	371.7 00
	5	200.3 00	247.5 00	280.3 00	315.5 00	339.6 00	373.3 00
	6	202.0 00	248.9 00	281.3 00	316.6 00	341.3 00	375.1 00
	7	203.6 00	250.3 00	282.2 00	317.6 00	343.0 00	376.6 00

員にあつては、100分の125) _____
_____を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、_____100分の50(特定幹部職員にあつては100分の60) _____を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外	1	183.5 00	230.0 00	265.3 00	298.8 00	321.3 00	355.2 00
	2	184.6 00	231.5 00	266.3 00	300.3 00	323.1 00	356.9 00
	3	185.8 00	233.0 00	267.3 00	301.8 00	324.9 00	358.5 00
	4	186.9 00	234.5 00	268.3 00	303.2 00	326.6 00	360.1 00
	5	188.0 00	236.0 00	269.3 00	304.6 00	328.3 00	361.7 00
	6	189.7 00	237.5 00	270.3 00	305.7 00	330.0 00	363.5 00
	7	191.3 00	239.0 00	271.3 00	306.7 00	331.7 00	365.0 00

の 職 員	8	<u>205.2</u>	<u>251.7</u>	<u>283.2</u>	<u>318.8</u>	<u>344.6</u>	<u>378.2</u>
		00	00	00	00	00	00
	9	<u>206.7</u>	<u>253.1</u>	<u>284.2</u>	<u>320.0</u>	<u>346.2</u>	<u>379.5</u>
		00	00	00	00	00	00
	10	<u>208.4</u>	<u>254.3</u>	<u>285.2</u>	<u>321.6</u>	<u>347.9</u>	<u>381.1</u>
		00	00	00	00	00	00
	11	<u>210.0</u>	<u>255.6</u>	<u>286.2</u>	<u>323.2</u>	<u>349.6</u>	<u>382.7</u>
		00	00	00	00	00	00
	12	<u>211.6</u>	<u>256.9</u>	<u>287.2</u>	<u>324.8</u>	<u>351.2</u>	<u>384.2</u>
		00	00	00	00	00	00
	13	<u>213.1</u>	<u>258.1</u>	<u>288.2</u>	<u>326.2</u>	<u>352.7</u>	<u>386.1</u>
		00	00	00	00	00	00
	14	<u>214.8</u>	<u>259.3</u>	<u>289.5</u>	<u>327.8</u>	<u>354.3</u>	<u>388.0</u>
		00	00	00	00	00	00
	15	<u>216.5</u>	<u>260.5</u>	<u>290.8</u>	<u>329.4</u>	<u>355.9</u>	<u>389.9</u>
		00	00	00	00	00	00
	16	<u>218.2</u>	<u>261.7</u>	<u>292.0</u>	<u>331.0</u>	<u>357.4</u>	<u>391.7</u>
		00	00	00	00	00	00
	17	<u>219.4</u>	<u>262.8</u>	<u>293.2</u>	<u>332.4</u>	<u>358.8</u>	<u>393.2</u>
		00	00	00	00	00	00
	18	<u>221.0</u>	<u>263.9</u>	<u>294.5</u>	<u>334.1</u>	<u>360.5</u>	<u>395.0</u>
		00	00	00	00	00	00
	19	<u>222.6</u>	<u>265.0</u>	<u>295.7</u>	<u>335.7</u>	<u>362.1</u>	<u>396.7</u>
		00	00	00	00	00	00
	20	<u>224.1</u>	<u>266.1</u>	<u>296.9</u>	<u>337.3</u>	<u>363.7</u>	<u>398.3</u>
	00	00	00	00	00	00	
21	<u>225.6</u>	<u>267.0</u>	<u>297.9</u>	<u>338.7</u>	<u>364.8</u>	<u>400.0</u>	
	00	00	00	00	00	00	
22	<u>227.2</u>	<u>268.0</u>	<u>299.1</u>	<u>340.4</u>	<u>366.3</u>	<u>401.4</u>	
	00	00	00	00	00	00	
23	<u>228.8</u>	<u>269.0</u>	<u>300.3</u>	<u>342.1</u>	<u>367.8</u>	<u>402.8</u>	
	00	00	00	00	00	00	
24	<u>230.4</u>	<u>270.0</u>	<u>301.6</u>	<u>343.7</u>	<u>369.3</u>	<u>404.2</u>	
	00	00	00	00	00	00	
25	<u>232.0</u>	<u>271.0</u>	<u>302.9</u>	<u>344.9</u>	<u>371.0</u>	<u>405.6</u>	
	00	00	00	00	00	00	

の 職 員	8	<u>192.9</u>	<u>240.5</u>	<u>272.3</u>	<u>307.9</u>	<u>333.4</u>	<u>366.6</u>
		00	00	00	00	00	00
	9	<u>194.5</u>	<u>242.0</u>	<u>273.3</u>	<u>309.1</u>	<u>335.0</u>	<u>368.0</u>
		00	00	00	00	00	00
	10	<u>196.2</u>	<u>243.4</u>	<u>274.3</u>	<u>310.7</u>	<u>336.7</u>	<u>369.6</u>
		00	00	00	00	00	00
	11	<u>197.8</u>	<u>244.8</u>	<u>275.3</u>	<u>312.3</u>	<u>338.4</u>	<u>371.2</u>
		00	00	00	00	00	00
	12	<u>199.4</u>	<u>246.2</u>	<u>276.4</u>	<u>313.9</u>	<u>340.0</u>	<u>372.7</u>
		00	00	00	00	00	00
	13	<u>201.0</u>	<u>247.4</u>	<u>277.4</u>	<u>315.4</u>	<u>341.5</u>	<u>374.6</u>
		00	00	00	00	00	00
	14	<u>202.7</u>	<u>248.6</u>	<u>278.7</u>	<u>317.0</u>	<u>343.1</u>	<u>376.5</u>
		00	00	00	00	00	00
	15	<u>204.4</u>	<u>249.8</u>	<u>280.0</u>	<u>318.6</u>	<u>344.7</u>	<u>378.4</u>
		00	00	00	00	00	00
	16	<u>206.1</u>	<u>251.0</u>	<u>281.2</u>	<u>320.2</u>	<u>346.2</u>	<u>380.2</u>
		00	00	00	00	00	00
	17	<u>207.4</u>	<u>252.1</u>	<u>282.5</u>	<u>321.7</u>	<u>347.6</u>	<u>381.7</u>
		00	00	00	00	00	00
	18	<u>209.0</u>	<u>253.2</u>	<u>283.8</u>	<u>323.4</u>	<u>349.3</u>	<u>383.5</u>
		00	00	00	00	00	00
	19	<u>210.6</u>	<u>254.3</u>	<u>285.0</u>	<u>325.0</u>	<u>350.9</u>	<u>385.2</u>
		00	00	00	00	00	00
	20	<u>212.1</u>	<u>255.4</u>	<u>286.2</u>	<u>326.6</u>	<u>352.5</u>	<u>386.8</u>
	00	00	00	00	00	00	
21	<u>213.6</u>	<u>256.4</u>	<u>287.3</u>	<u>328.0</u>	<u>353.7</u>	<u>388.5</u>	
	00	00	00	00	00	00	
22	<u>215.2</u>	<u>257.4</u>	<u>288.5</u>	<u>329.7</u>	<u>355.2</u>	<u>389.9</u>	
	00	00	00	00	00	00	
23	<u>216.8</u>	<u>258.4</u>	<u>289.8</u>	<u>331.4</u>	<u>356.7</u>	<u>391.3</u>	
	00	00	00	00	00	00	
24	<u>218.4</u>	<u>259.4</u>	<u>291.1</u>	<u>333.0</u>	<u>358.2</u>	<u>392.7</u>	
	00	00	00	00	00	00	
25	<u>220.0</u>	<u>260.4</u>	<u>292.4</u>	<u>334.2</u>	<u>359.9</u>	<u>394.1</u>	
	00	00	00	00	00	00	

26	<u>233.7</u>	<u>271.9</u>	<u>303.9</u>	<u>346.8</u>	<u>372.8</u>	<u>406.8</u>	26	<u>221.7</u>	<u>261.3</u>	<u>293.4</u>	<u>336.1</u>	<u>361.7</u>	<u>395.3</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
27	<u>235.0</u>	<u>272.7</u>	<u>304.9</u>	<u>348.5</u>	<u>374.4</u>	<u>408.0</u>	27	<u>223.0</u>	<u>262.2</u>	<u>294.4</u>	<u>337.8</u>	<u>363.4</u>	<u>396.5</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
28	<u>236.3</u>	<u>273.6</u>	<u>305.9</u>	<u>350.1</u>	<u>376.1</u>	<u>409.0</u>	28	<u>224.3</u>	<u>263.1</u>	<u>295.5</u>	<u>339.4</u>	<u>365.1</u>	<u>397.5</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
29	<u>237.6</u>	<u>274.4</u>	<u>307.0</u>	<u>351.6</u>	<u>377.5</u>	<u>410.1</u>	29	<u>225.6</u>	<u>263.9</u>	<u>296.6</u>	<u>340.9</u>	<u>366.5</u>	<u>398.6</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
30	<u>238.7</u>	<u>275.2</u>	<u>308.2</u>	<u>353.2</u>	<u>378.8</u>	<u>411.3</u>	30	<u>226.7</u>	<u>264.7</u>	<u>297.8</u>	<u>342.5</u>	<u>367.8</u>	<u>399.8</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
31	<u>239.8</u>	<u>276.0</u>	<u>309.3</u>	<u>354.8</u>	<u>380.0</u>	<u>412.4</u>	31	<u>227.8</u>	<u>265.5</u>	<u>298.9</u>	<u>344.1</u>	<u>369.0</u>	<u>400.9</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
32	<u>240.9</u>	<u>276.7</u>	<u>310.5</u>	<u>356.4</u>	<u>381.4</u>	<u>413.5</u>	32	<u>228.9</u>	<u>266.3</u>	<u>300.1</u>	<u>345.7</u>	<u>370.4</u>	<u>402.0</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
33	<u>242.0</u>	<u>277.4</u>	<u>311.6</u>	<u>358.1</u>	<u>382.5</u>	<u>414.2</u>	33	<u>230.0</u>	<u>267.0</u>	<u>301.3</u>	<u>347.4</u>	<u>371.5</u>	<u>402.7</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
34	<u>242.9</u>	<u>278.2</u>	<u>312.9</u>	<u>359.9</u>	<u>383.4</u>	<u>414.9</u>	34	<u>231.1</u>	<u>267.8</u>	<u>302.6</u>	<u>349.2</u>	<u>372.4</u>	<u>403.4</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
35	<u>243.8</u>	<u>279.0</u>	<u>314.2</u>	<u>361.7</u>	<u>384.4</u>	<u>415.5</u>	35	<u>232.2</u>	<u>268.6</u>	<u>303.9</u>	<u>351.0</u>	<u>373.4</u>	<u>404.1</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
36	<u>244.8</u>	<u>279.6</u>	<u>315.5</u>	<u>363.5</u>	<u>385.4</u>	<u>416.2</u>	36	<u>233.3</u>	<u>269.3</u>	<u>305.2</u>	<u>352.8</u>	<u>374.5</u>	<u>404.8</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
37	<u>245.8</u>	<u>280.3</u>	<u>316.7</u>	<u>365.0</u>	<u>386.2</u>	<u>416.8</u>	37	<u>234.4</u>	<u>270.0</u>	<u>306.5</u>	<u>354.3</u>	<u>375.3</u>	<u>405.4</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
38	<u>246.7</u>	<u>281.1</u>	<u>318.0</u>	<u>366.4</u>	<u>387.1</u>	<u>417.4</u>	38	<u>235.4</u>	<u>270.8</u>	<u>307.8</u>	<u>355.7</u>	<u>376.2</u>	<u>406.0</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
39	<u>247.6</u>	<u>281.8</u>	<u>319.3</u>	<u>367.8</u>	<u>388.0</u>	<u>417.9</u>	39	<u>236.4</u>	<u>271.6</u>	<u>309.1</u>	<u>357.1</u>	<u>377.1</u>	<u>406.5</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
40	<u>248.4</u>	<u>282.5</u>	<u>320.6</u>	<u>369.2</u>	<u>388.8</u>	<u>418.3</u>	40	<u>237.3</u>	<u>272.3</u>	<u>310.4</u>	<u>358.5</u>	<u>377.9</u>	<u>406.9</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
41	<u>249.2</u>	<u>283.2</u>	<u>321.9</u>	<u>370.7</u>	<u>389.6</u>	<u>418.7</u>	41	<u>238.2</u>	<u>273.0</u>	<u>311.7</u>	<u>360.0</u>	<u>378.7</u>	<u>407.3</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
42	<u>249.9</u>	<u>283.9</u>	<u>323.1</u>	<u>371.5</u>	<u>390.4</u>	<u>418.9</u>	42	<u>239.1</u>	<u>273.8</u>	<u>313.0</u>	<u>360.8</u>	<u>379.5</u>	<u>407.5</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
43	<u>250.5</u>	<u>284.6</u>	<u>324.4</u>	<u>372.4</u>	<u>391.2</u>	<u>419.2</u>	43	<u>239.9</u>	<u>274.6</u>	<u>314.3</u>	<u>361.8</u>	<u>380.3</u>	<u>407.8</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>

44	<u>251.1</u>	<u>285.3</u>	<u>325.5</u>	<u>373.4</u>	<u>391.9</u>	<u>419.5</u>	44	<u>240.7</u>	<u>275.3</u>	<u>315.4</u>	<u>362.8</u>	<u>381.0</u>	<u>408.1</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
45	<u>251.8</u>	<u>286.0</u>	<u>326.4</u>	<u>374.3</u>	<u>392.6</u>	<u>419.8</u>	45	<u>241.4</u>	<u>276.0</u>	<u>316.3</u>	<u>363.7</u>	<u>381.7</u>	<u>408.4</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
46	<u>252.4</u>	<u>286.6</u>	<u>327.7</u>	<u>375.4</u>	<u>393.3</u>	<u>420.1</u>	46	<u>242.0</u>	<u>276.7</u>	<u>317.6</u>	<u>364.8</u>	<u>382.4</u>	<u>408.7</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
47	<u>253.0</u>	<u>287.3</u>	<u>329.0</u>	<u>376.3</u>	<u>394.0</u>	<u>420.4</u>	47	<u>242.6</u>	<u>277.4</u>	<u>318.9</u>	<u>365.7</u>	<u>383.1</u>	<u>409.0</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
48	<u>253.6</u>	<u>287.9</u>	<u>330.3</u>	<u>377.3</u>	<u>394.7</u>	<u>420.7</u>	48	<u>243.2</u>	<u>278.1</u>	<u>320.2</u>	<u>366.7</u>	<u>383.8</u>	<u>409.3</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
49	<u>254.1</u>	<u>288.6</u>	<u>331.4</u>	<u>378.2</u>	<u>395.2</u>	<u>420.9</u>	49	<u>243.8</u>	<u>278.8</u>	<u>321.4</u>	<u>367.6</u>	<u>384.3</u>	<u>409.5</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
50	<u>254.7</u>	<u>289.2</u>	<u>332.7</u>	<u>378.9</u>	<u>395.8</u>	<u>421.2</u>	50	<u>244.4</u>	<u>279.5</u>	<u>322.7</u>	<u>368.3</u>	<u>384.9</u>	<u>409.8</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
51	<u>255.3</u>	<u>289.9</u>	<u>333.9</u>	<u>379.6</u>	<u>396.4</u>	<u>421.4</u>	51	<u>245.0</u>	<u>280.2</u>	<u>323.9</u>	<u>369.0</u>	<u>385.5</u>	<u>410.1</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
52	<u>255.8</u>	<u>290.6</u>	<u>335.1</u>	<u>380.2</u>	<u>397.1</u>	<u>421.7</u>	52	<u>245.5</u>	<u>280.9</u>	<u>325.1</u>	<u>369.6</u>	<u>386.2</u>	<u>410.4</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
53	<u>256.2</u>	<u>291.1</u>	<u>336.4</u>	<u>380.6</u>	<u>397.5</u>	<u>421.9</u>	53	<u>246.0</u>	<u>281.5</u>	<u>326.4</u>	<u>370.0</u>	<u>386.6</u>	<u>410.6</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
54	<u>256.6</u>	<u>291.7</u>	<u>337.4</u>	<u>381.2</u>	<u>398.1</u>	<u>422.2</u>	54	<u>246.4</u>	<u>282.2</u>	<u>327.5</u>	<u>370.6</u>	<u>387.2</u>	<u>410.9</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
55	<u>256.9</u>	<u>292.3</u>	<u>338.5</u>	<u>381.8</u>	<u>398.7</u>	<u>422.5</u>	55	<u>246.7</u>	<u>282.8</u>	<u>328.6</u>	<u>371.3</u>	<u>387.8</u>	<u>411.2</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
56	<u>257.2</u>	<u>293.0</u>	<u>339.6</u>	<u>382.5</u>	<u>399.2</u>	<u>422.8</u>	56	<u>247.0</u>	<u>283.5</u>	<u>329.7</u>	<u>372.0</u>	<u>388.3</u>	<u>411.5</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
57	<u>257.5</u>	<u>293.6</u>	<u>340.3</u>	<u>382.8</u>	<u>399.6</u>	<u>423.0</u>	57	<u>247.3</u>	<u>284.1</u>	<u>330.4</u>	<u>372.3</u>	<u>388.7</u>	<u>411.7</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
58	<u>257.8</u>	<u>294.2</u>	<u>341.2</u>	<u>383.5</u>	<u>400.2</u>	<u>423.3</u>	58	<u>247.6</u>	<u>284.8</u>	<u>331.3</u>	<u>373.0</u>	<u>389.3</u>	<u>412.0</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
59	<u>258.1</u>	<u>294.8</u>	<u>341.9</u>	<u>384.2</u>	<u>400.8</u>	<u>423.6</u>	59	<u>247.9</u>	<u>285.4</u>	<u>332.0</u>	<u>373.7</u>	<u>389.9</u>	<u>412.3</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
60	<u>258.4</u>	<u>295.5</u>	<u>342.7</u>	<u>384.8</u>	<u>401.3</u>	<u>423.8</u>	60	<u>248.2</u>	<u>286.1</u>	<u>332.8</u>	<u>374.3</u>	<u>390.4</u>	<u>412.5</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
61	<u>258.7</u>	<u>296.1</u>	<u>343.5</u>	<u>385.1</u>	<u>401.7</u>	<u>424.0</u>	61	<u>248.5</u>	<u>286.7</u>	<u>333.6</u>	<u>374.6</u>	<u>390.8</u>	<u>412.7</u>
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>		<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>

62	<u>259.0</u>	<u>296.7</u>	<u>343.9</u>	<u>385.6</u>	<u>402.2</u>	<u>424.3</u>	62	<u>248.8</u>	<u>287.4</u>	<u>334.0</u>	<u>375.1</u>	<u>391.3</u>	<u>413.0</u>
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
63	<u>259.3</u>	<u>297.2</u>	<u>344.4</u>	<u>386.2</u>	<u>402.7</u>	<u>424.6</u>	63	<u>249.1</u>	<u>288.0</u>	<u>334.6</u>	<u>375.7</u>	<u>391.8</u>	<u>413.3</u>
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
64	<u>259.6</u>	<u>297.7</u>	<u>345.1</u>	<u>386.8</u>	<u>403.3</u>	<u>424.8</u>	64	<u>249.4</u>	<u>288.5</u>	<u>335.3</u>	<u>376.3</u>	<u>392.4</u>	<u>413.5</u>
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
65	<u>259.9</u>	<u>298.2</u>	<u>345.9</u>	<u>387.1</u>	<u>403.6</u>	<u>425.0</u>	65	<u>249.7</u>	<u>289.0</u>	<u>336.1</u>	<u>376.6</u>	<u>392.7</u>	<u>413.7</u>
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
66	<u>260.2</u>	<u>298.8</u>	<u>346.6</u>	<u>387.7</u>	<u>404.0</u>	<u>425.3</u>	66	<u>250.0</u>	<u>289.6</u>	<u>336.8</u>	<u>377.2</u>	<u>393.1</u>	<u>414.0</u>
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
67	<u>260.5</u>	<u>299.3</u>	<u>347.3</u>	<u>388.4</u>	<u>404.3</u>	<u>425.6</u>	67	<u>250.3</u>	<u>290.1</u>	<u>337.5</u>	<u>377.9</u>	<u>393.5</u>	<u>414.3</u>
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
68	<u>260.8</u>	<u>299.9</u>	<u>347.9</u>	<u>389.0</u>	<u>404.7</u>	<u>425.8</u>	68	<u>250.6</u>	<u>290.7</u>	<u>338.1</u>	<u>378.5</u>	<u>393.9</u>	<u>414.5</u>
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
69	<u>261.1</u>	<u>300.3</u>	<u>348.4</u>	<u>389.4</u>	<u>405.0</u>	<u>426.0</u>	69	<u>250.9</u>	<u>291.2</u>	<u>338.6</u>	<u>378.9</u>	<u>394.2</u>	<u>414.7</u>
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
70	<u>261.4</u>	<u>300.8</u>	<u>349.0</u>	<u>389.9</u>	<u>405.3</u>	<u>426.3</u>	70	<u>251.2</u>	<u>291.7</u>	<u>339.2</u>	<u>379.4</u>	<u>394.5</u>	<u>415.0</u>
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
71	<u>261.7</u>	<u>301.3</u>	<u>349.5</u>	<u>390.5</u>	<u>405.6</u>	<u>426.6</u>	71	<u>251.5</u>	<u>292.3</u>	<u>339.7</u>	<u>380.0</u>	<u>394.8</u>	<u>415.3</u>
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
72	<u>262.0</u>	<u>301.9</u>	<u>350.1</u>	<u>391.0</u>	<u>405.8</u>	<u>426.8</u>	72	<u>251.8</u>	<u>292.9</u>	<u>340.3</u>	<u>380.5</u>	<u>395.0</u>	<u>415.5</u>
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
73	<u>262.3</u>	<u>302.4</u>	<u>350.4</u>	<u>391.5</u>	<u>406.0</u>	<u>427.0</u>	73	<u>252.1</u>	<u>293.4</u>	<u>340.6</u>	<u>381.0</u>	<u>395.2</u>	<u>415.7</u>
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
74	<u>262.6</u>	<u>302.8</u>	<u>350.9</u>	<u>392.1</u>	<u>406.3</u>		74	<u>252.4</u>	<u>293.9</u>	<u>341.1</u>	<u>381.6</u>	<u>395.5</u>	
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00	
75	<u>262.9</u>	<u>303.1</u>	<u>351.2</u>	<u>392.5</u>	<u>406.6</u>		75	<u>252.7</u>	<u>294.3</u>	<u>341.5</u>	<u>382.1</u>	<u>395.8</u>	
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00	
76	<u>263.2</u>	<u>303.4</u>	<u>351.6</u>	<u>392.8</u>	<u>406.8</u>		76	<u>253.0</u>	<u>294.6</u>	<u>341.9</u>	<u>382.4</u>	<u>396.0</u>	
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00	
77	<u>263.5</u>	<u>303.6</u>	<u>352.0</u>	<u>393.2</u>	<u>407.0</u>		77	<u>253.3</u>	<u>294.8</u>	<u>342.3</u>	<u>382.8</u>	<u>396.2</u>	
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00	
78	<u>263.8</u>	<u>303.9</u>	<u>352.5</u>	<u>393.7</u>	<u>407.3</u>		78	<u>253.6</u>	<u>295.1</u>	<u>342.8</u>	<u>383.3</u>	<u>396.5</u>	
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00	
79	<u>264.1</u>	<u>304.1</u>	<u>353.0</u>	<u>394.1</u>	<u>407.6</u>		79	<u>253.9</u>	<u>295.3</u>	<u>343.3</u>	<u>383.7</u>	<u>396.8</u>	
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00	

80	<u>264.4</u> 00	<u>304.4</u> 00	<u>353.5</u> 00	<u>394.5</u> 00	<u>407.8</u> 00					
81	<u>264.7</u> 00	<u>304.6</u> 00	<u>353.8</u> 00	<u>394.9</u> 00	<u>408.0</u> 00					
82	<u>265.0</u> 00	<u>304.8</u> 00	<u>354.2</u> 00	<u>395.4</u> 00	<u>408.3</u> 00					
83	<u>265.3</u> 00	<u>305.1</u> 00	<u>354.6</u> 00	<u>395.8</u> 00	<u>408.6</u> 00					
84	<u>265.6</u> 00	<u>305.3</u> 00	<u>355.0</u> 00	<u>396.2</u> 00	<u>408.8</u> 00					
85	<u>265.9</u> 00	<u>305.6</u> 00	<u>355.3</u> 00	<u>396.5</u> 00	<u>409.0</u> 00					
86	<u>266.2</u> 00	<u>305.8</u> 00	<u>355.7</u> 00							
87	<u>266.5</u> 00	<u>306.1</u> 00	<u>356.1</u> 00							
88	<u>266.8</u> 00	<u>306.4</u> 00	<u>356.5</u> 00							
89	<u>267.1</u> 00	<u>306.7</u> 00	<u>356.7</u> 00							
90	<u>267.4</u> 00	<u>307.0</u> 00	<u>357.1</u> 00							
91	<u>267.7</u> 00	<u>307.3</u> 00	<u>357.5</u> 00							
92	<u>268.0</u> 00	<u>307.6</u> 00	<u>357.9</u> 00							
93	<u>268.3</u> 00	<u>307.8</u> 00	<u>358.1</u> 00							
94		<u>308.0</u> 00	<u>358.4</u> 00							
95		<u>308.3</u> 00	<u>358.8</u> 00							
96		<u>308.7</u> 00	<u>359.1</u> 00							
97		<u>308.9</u> 00	<u>359.4</u> 00							
80	<u>254.2</u> 00	<u>295.6</u> 00	<u>343.8</u> 00	<u>384.1</u> 00	<u>397.0</u> 00					
81	<u>254.5</u> 00	<u>295.8</u> 00	<u>344.1</u> 00	<u>384.5</u> 00	<u>397.2</u> 00					
82	<u>254.8</u> 00	<u>296.0</u> 00	<u>344.5</u> 00	<u>385.0</u> 00	<u>397.5</u> 00					
83	<u>255.1</u> 00	<u>296.3</u> 00	<u>344.9</u> 00	<u>385.4</u> 00	<u>397.8</u> 00					
84	<u>255.4</u> 00	<u>296.5</u> 00	<u>345.3</u> 00	<u>385.8</u> 00	<u>398.0</u> 00					
85	<u>255.7</u> 00	<u>296.8</u> 00	<u>345.6</u> 00	<u>386.1</u> 00	<u>398.2</u> 00					
86	<u>256.0</u> 00	<u>297.1</u> 00	<u>346.0</u> 00							
87	<u>256.3</u> 00	<u>297.4</u> 00	<u>346.4</u> 00							
88	<u>256.6</u> 00	<u>297.7</u> 00	<u>346.8</u> 00							
89	<u>256.9</u> 00	<u>298.0</u> 00	<u>347.0</u> 00							
90	<u>257.2</u> 00	<u>298.3</u> 00	<u>347.4</u> 00							
91	<u>257.5</u> 00	<u>298.6</u> 00	<u>347.8</u> 00							
92	<u>257.8</u> 00	<u>299.0</u> 00	<u>348.2</u> 00							
93	<u>258.1</u> 00	<u>299.2</u> 00	<u>348.4</u> 00							
94		<u>299.4</u> 00	<u>348.8</u> 00							
95		<u>299.7</u> 00	<u>349.2</u> 00							
96		<u>300.1</u> 00	<u>349.5</u> 00							
97		<u>300.3</u> 00	<u>349.8</u> 00							

98		<u>309.2</u>	<u>359.8</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
99		<u>309.5</u>	<u>360.2</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
100		<u>309.9</u>	<u>360.6</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
101		<u>310.1</u>	<u>361.1</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
102		<u>310.4</u>	<u>361.5</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
103		<u>310.7</u>	<u>361.9</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
104		<u>311.0</u>	<u>362.3</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
105		<u>311.2</u>	<u>362.8</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
106		<u>311.5</u>	<u>363.2</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
107		<u>311.8</u>	<u>363.5</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
108		<u>312.1</u>	<u>363.8</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
109		<u>312.3</u>	<u>364.2</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
110		<u>312.6</u>					
		<u>00</u>					
111		<u>313.0</u>					
		<u>00</u>					
112		<u>313.3</u>					
		<u>00</u>					
113		<u>313.5</u>					
		<u>00</u>					
114		<u>313.7</u>					
		<u>00</u>					
115		<u>314.0</u>					
		<u>00</u>					

98		<u>300.6</u>	<u>350.2</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
99		<u>301.0</u>	<u>350.6</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
100		<u>301.4</u>	<u>351.0</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
101		<u>301.6</u>	<u>351.5</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
102		<u>301.9</u>	<u>351.9</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
103		<u>302.2</u>	<u>352.3</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
104		<u>302.5</u>	<u>352.7</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
105		<u>302.7</u>	<u>353.2</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
106		<u>303.0</u>	<u>353.6</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
107		<u>303.3</u>	<u>353.9</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
108		<u>303.6</u>	<u>354.2</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
109		<u>303.8</u>	<u>354.7</u>				
		<u>00</u>	<u>00</u>				
110		<u>304.2</u>					
		<u>00</u>					
111		<u>304.6</u>					
		<u>00</u>					
112		<u>304.9</u>					
		<u>00</u>					
113		<u>305.1</u>					
		<u>00</u>					
114		<u>305.3</u>					
		<u>00</u>					
115		<u>305.6</u>					
		<u>00</u>					

116		<u>314.4</u>						116		<u>306.0</u>					
		<u>00</u>								<u>00</u>					
117		<u>314.6</u>						117		<u>306.2</u>					
		<u>00</u>								<u>00</u>					
118		<u>314.8</u>						118		<u>306.4</u>					
		<u>00</u>								<u>00</u>					
119		<u>315.1</u>						119		<u>306.7</u>					
		<u>00</u>								<u>00</u>					
120		<u>315.4</u>						120		<u>307.0</u>					
		<u>00</u>								<u>00</u>					
121		<u>315.7</u>						121		<u>307.4</u>					
		<u>00</u>								<u>00</u>					
122		<u>315.9</u>						122		<u>307.6</u>					
		<u>00</u>								<u>00</u>					
123		<u>316.2</u>						123		<u>307.9</u>					
		<u>00</u>								<u>00</u>					
124		<u>316.5</u>						124		<u>308.2</u>					
		<u>00</u>								<u>00</u>					
125		<u>316.8</u>						125		<u>308.5</u>					
		<u>00</u>								<u>00</u>					
定年前	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	定年前	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
再任用 短時間 勤務 職員	<u>200.3</u> <u>00</u>	<u>227.8</u> <u>00</u>	<u>269.5</u> <u>00</u>	<u>290.1</u> <u>00</u>	<u>305.7</u> <u>00</u>	<u>331.9</u> <u>00</u>		再任用 短時間 勤務 職員	<u>192.0</u> <u>00</u>	<u>219.5</u> <u>00</u>	<u>260.0</u> <u>00</u>	<u>279.7</u> <u>00</u>	<u>294.9</u> <u>00</u>	<u>320.6</u> <u>00</u>	
別表第2（第3条関係） (1) 医療職(2)給料表								別表第2（第3条関係） (1) 医療職(2)給料表							
職職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

員 務 の 区 級	分 号	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	員 務 の 区 級	分 号	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料
		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額			月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	4	194,900	231,300	265,400	284,200	319,200	365,600	420,600	
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	5	196,900	232,500	266,200	284,900	320,600	367,200	422,400	
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,300	380,300	436,300	6	198,900	233,600	267,000	285,600	322,200	368,800	424,200	
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,300	381,300	437,300	7	200,900	234,600	267,800	286,300	323,800	370,400	425,800	
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,300	383,300	439,300	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,300	372,200	427,300	
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,300	385,300	440,300	9	204,500	236,600	269,400	287,700	326,300	373,300	428,300	
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,300	387,300	442,300	10	206,300	237,600	270,200	288,400	328,300	375,300	429,300	
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,300	389,300	443,300	11	208,100	239,600	271,000	289,100	329,300	377,300	431,300	
	12	222,600	252,300	282,900	301,400	342,300	391,300	444,300	12	210,100	240,600	271,800	290,100	331,300	379,300	432,300	
	13	224,500	253,400	283,700	302,200	343,300	392,300	446,300	13	212,100	241,600	272,600	290,800	332,300	381,300	433,300	
	14	226,500	254,500	284,500	303,000	345,300	394,300	447,300	14	214,100	243,600	273,400	291,500	334,300	382,300	435,300	
	15	228,500	256,000	285,500	304,000	347,300	395,300	448,300	15	216,100	244,600	274,200	292,200	335,300	384,300	436,300	

16	<u>230.</u> 800	<u>257.</u> 100	<u>286.</u> 000	<u>305.</u> 200	<u>348.</u> 500	<u>397.</u> 600	<u>449.</u> 600
17	<u>232.</u> 900	<u>258.</u> 100	<u>286.</u> 800	<u>306.</u> 300	<u>350.</u> 000	<u>399.</u> 300	<u>450.</u> 800
18	<u>234.</u> 000	<u>259.</u> 100	<u>287.</u> 600	<u>307.</u> 500	<u>351.</u> 600	<u>400.</u> 800	<u>451.</u> 900
19	<u>235.</u> 000	<u>260.</u> 200	<u>288.</u> 400	<u>308.</u> 600	<u>353.</u> 200	<u>402.</u> 300	<u>453.</u> 100
20	<u>236.</u> 100	<u>261.</u> 200	<u>289.</u> 100	<u>309.</u> 800	<u>354.</u> 700	<u>403.</u> 800	<u>454.</u> 300
21	<u>237.</u> 200	<u>262.</u> 300	<u>289.</u> 900	<u>311.</u> 000	<u>356.</u> 000	<u>405.</u> 100	<u>455.</u> 400
22	<u>238.</u> 000	<u>263.</u> 200	<u>290.</u> 800	<u>312.</u> 200	<u>357.</u> 500	<u>406.</u> 400	<u>456.</u> 200
23	<u>238.</u> 900	<u>264.</u> 000	<u>291.</u> 700	<u>313.</u> 400	<u>359.</u> 000	<u>407.</u> 700	<u>456.</u> 600
24	<u>239.</u> 700	<u>264.</u> 800	<u>292.</u> 400	<u>314.</u> 500	<u>360.</u> 500	<u>408.</u> 800	<u>457.</u> 300
25	<u>240.</u> 600	<u>265.</u> 600	<u>293.</u> 100	<u>315.</u> 700	<u>361.</u> 900	<u>409.</u> 900	<u>457.</u> 800
26	<u>241.</u> 500	<u>266.</u> 400	<u>294.</u> 000	<u>316.</u> 900	<u>363.</u> 400	<u>411.</u> 000	<u>458.</u> 200
27	<u>242.</u> 400	<u>267.</u> 200	<u>294.</u> 900	<u>318.</u> 000	<u>364.</u> 900	<u>412.</u> 100	<u>458.</u> 600
28	<u>243.</u> 300	<u>268.</u> 000	<u>295.</u> 600	<u>319.</u> 200	<u>366.</u> 300	<u>413.</u> 200	<u>459.</u> 000
29	<u>244.</u> 100	<u>268.</u> 700	<u>296.</u> 400	<u>320.</u> 400	<u>367.</u> 700	<u>414.</u> 000	<u>459.</u> 400
30	<u>244.</u> 900	<u>269.</u> 500	<u>297.</u> 400	<u>321.</u> 600	<u>369.</u> 300	<u>414.</u> 800	<u>459.</u> 800
31	<u>245.</u> 600	<u>270.</u> 300	<u>298.</u> 300	<u>322.</u> 800	<u>370.</u> 700	<u>415.</u> 500	<u>460.</u> 100
32	<u>246.</u> 400	<u>271.</u> 100	<u>299.</u> 300	<u>324.</u> 000	<u>372.</u> 200	<u>416.</u> 300	<u>460.</u> 400
33	<u>247.</u> 100	<u>271.</u> 900	<u>300.</u> 300	<u>325.</u> 100	<u>373.</u> 400	<u>416.</u> 700	<u>460.</u> 700
16	<u>218.</u> 400	<u>245.</u> 600	<u>275.</u> 000	<u>294.</u> 200	<u>337.</u> 400	<u>386.</u> 100	<u>437.</u> 300
17	<u>220.</u> 500	<u>246.</u> 800	<u>275.</u> 800	<u>295.</u> 400	<u>338.</u> 900	<u>387.</u> 800	<u>438.</u> 500
18	<u>221.</u> 600	<u>248.</u> 000	<u>276.</u> 600	<u>296.</u> 600	<u>340.</u> 500	<u>389.</u> 300	<u>439.</u> 600
19	<u>222.</u> 700	<u>249.</u> 200	<u>277.</u> 400	<u>297.</u> 800	<u>342.</u> 100	<u>390.</u> 800	<u>440.</u> 800
20	<u>223.</u> 800	<u>250.</u> 400	<u>278.</u> 200	<u>299.</u> 000	<u>343.</u> 600	<u>392.</u> 300	<u>442.</u> 000
21	<u>224.</u> 900	<u>251.</u> 500	<u>279.</u> 000	<u>300.</u> 200	<u>344.</u> 900	<u>393.</u> 600	<u>443.</u> 100
22	<u>225.</u> 800	<u>252.</u> 400	<u>279.</u> 900	<u>301.</u> 400	<u>346.</u> 400	<u>394.</u> 900	<u>443.</u> 900
23	<u>226.</u> 700	<u>253.</u> 200	<u>280.</u> 800	<u>302.</u> 600	<u>347.</u> 900	<u>396.</u> 200	<u>444.</u> 300
24	<u>227.</u> 600	<u>254.</u> 000	<u>281.</u> 600	<u>303.</u> 800	<u>349.</u> 400	<u>397.</u> 300	<u>445.</u> 000
25	<u>228.</u> 500	<u>254.</u> 800	<u>282.</u> 400	<u>305.</u> 000	<u>350.</u> 900	<u>398.</u> 400	<u>445.</u> 500
26	<u>229.</u> 400	<u>255.</u> 600	<u>283.</u> 300	<u>306.</u> 200	<u>352.</u> 400	<u>399.</u> 500	<u>445.</u> 900
27	<u>230.</u> 300	<u>256.</u> 400	<u>284.</u> 200	<u>307.</u> 300	<u>353.</u> 900	<u>400.</u> 600	<u>446.</u> 300
28	<u>231.</u> 200	<u>257.</u> 200	<u>285.</u> 000	<u>308.</u> 500	<u>355.</u> 300	<u>401.</u> 700	<u>446.</u> 700
29	<u>232.</u> 100	<u>258.</u> 000	<u>285.</u> 800	<u>309.</u> 800	<u>356.</u> 700	<u>402.</u> 500	<u>447.</u> 100
30	<u>233.</u> 000	<u>258.</u> 800	<u>286.</u> 900	<u>311.</u> 000	<u>358.</u> 300	<u>403.</u> 300	<u>447.</u> 500
31	<u>233.</u> 900	<u>259.</u> 600	<u>287.</u> 900	<u>312.</u> 200	<u>359.</u> 800	<u>404.</u> 100	<u>447.</u> 900
32	<u>234.</u> 800	<u>260.</u> 400	<u>288.</u> 900	<u>313.</u> 400	<u>361.</u> 300	<u>404.</u> 900	<u>448.</u> 200
33	<u>235.</u> 600	<u>261.</u> 200	<u>289.</u> 900	<u>314.</u> 600	<u>362.</u> 500	<u>405.</u> 300	<u>448.</u> 500

34	<u>247.</u> 700	<u>272.</u> 700	<u>301.</u> 400	<u>326.</u> 200	<u>374.</u> 500	<u>417.</u> 300	<u>461.</u> 000
35	<u>248.</u> 400	<u>273.</u> 300	<u>302.</u> 400	<u>327.</u> 400	<u>375.</u> 700	<u>417.</u> 800	<u>461.</u> 300
36	<u>249.</u> 100	<u>274.</u> 100	<u>303.</u> 300	<u>328.</u> 600	<u>376.</u> 800	<u>418.</u> 200	<u>461.</u> 600
37	<u>249.</u> 800	<u>275.</u> 000	<u>304.</u> 300	<u>329.</u> 800	<u>377.</u> 800	<u>418.</u> 600	<u>461.</u> 900
38	<u>250.</u> 400	<u>275.</u> 800	<u>305.</u> 300	<u>331.</u> 000	<u>378.</u> 600	<u>418.</u> 800	
39	<u>251.</u> 000	<u>276.</u> 600	<u>306.</u> 300	<u>332.</u> 300	<u>379.</u> 500	<u>419.</u> 100	
40	<u>251.</u> 600	<u>277.</u> 300	<u>307.</u> 300	<u>333.</u> 500	<u>380.</u> 600	<u>419.</u> 400	
41	<u>252.</u> 200	<u>278.</u> 000	<u>308.</u> 200	<u>334.</u> 400	<u>381.</u> 600	<u>419.</u> 700	
42	<u>252.</u> 800	<u>278.</u> 800	<u>309.</u> 400	<u>335.</u> 600	<u>382.</u> 600	<u>420.</u> 000	
43	<u>253.</u> 400	<u>279.</u> 600	<u>310.</u> 500	<u>336.</u> 800	<u>383.</u> 600	<u>420.</u> 300	
44	<u>253.</u> 900	<u>280.</u> 300	<u>311.</u> 600	<u>338.</u> 000	<u>384.</u> 500	<u>420.</u> 600	
45	<u>254.</u> 300	<u>281.</u> 000	<u>312.</u> 600	<u>338.</u> 900	<u>385.</u> 300	<u>420.</u> 800	
46	<u>254.</u> 900	<u>281.</u> 800	<u>313.</u> 700	<u>339.</u> 900	<u>386.</u> 100	<u>421.</u> 100	
47	<u>255.</u> 300	<u>282.</u> 600	<u>314.</u> 800	<u>340.</u> 900	<u>387.</u> 000	<u>421.</u> 400	
48	<u>255.</u> 700	<u>283.</u> 300	<u>315.</u> 800	<u>341.</u> 800	<u>387.</u> 800	<u>421.</u> 700	
49	<u>256.</u> 100	<u>284.</u> 000	<u>316.</u> 900	<u>342.</u> 700	<u>388.</u> 300	<u>421.</u> 900	
50	<u>256.</u> 600	<u>284.</u> 700	<u>317.</u> 900	<u>343.</u> 600	<u>389.</u> 100	<u>422.</u> 100	
51	<u>257.</u> 100	<u>285.</u> 300	<u>319.</u> 000	<u>344.</u> 600	<u>389.</u> 900	<u>422.</u> 400	
34	<u>236.</u> 400	<u>262.</u> 000	<u>291.</u> 000	<u>315.</u> 700	<u>363.</u> 600	<u>405.</u> 900	<u>448.</u> 900
35	<u>237.</u> 200	<u>262.</u> 700	<u>292.</u> 000	<u>316.</u> 900	<u>364.</u> 800	<u>406.</u> 400	<u>449.</u> 200
36	<u>238.</u> 000	<u>263.</u> 500	<u>293.</u> 000	<u>318.</u> 100	<u>365.</u> 900	<u>406.</u> 800	<u>449.</u> 500
37	<u>238.</u> 800	<u>264.</u> 400	<u>294.</u> 000	<u>319.</u> 300	<u>366.</u> 900	<u>407.</u> 200	<u>449.</u> 800
38	<u>239.</u> 600	<u>265.</u> 200	<u>295.</u> 000	<u>320.</u> 600	<u>367.</u> 700	<u>407.</u> 400	
39	<u>240.</u> 400	<u>266.</u> 000	<u>296.</u> 000	<u>321.</u> 900	<u>368.</u> 700	<u>407.</u> 700	
40	<u>241.</u> 200	<u>266.</u> 800	<u>297.</u> 000	<u>323.</u> 100	<u>369.</u> 800	<u>408.</u> 000	
41	<u>241.</u> 800	<u>267.</u> 600	<u>298.</u> 000	<u>324.</u> 000	<u>370.</u> 800	<u>408.</u> 300	
42	<u>242.</u> 400	<u>268.</u> 400	<u>299.</u> 200	<u>325.</u> 200	<u>371.</u> 800	<u>408.</u> 600	
43	<u>243.</u> 000	<u>269.</u> 200	<u>300.</u> 300	<u>326.</u> 400	<u>372.</u> 800	<u>408.</u> 900	
44	<u>243.</u> 500	<u>270.</u> 000	<u>301.</u> 400	<u>327.</u> 600	<u>373.</u> 700	<u>409.</u> 200	
45	<u>244.</u> 000	<u>270.</u> 700	<u>302.</u> 500	<u>328.</u> 700	<u>374.</u> 500	<u>409.</u> 400	
46	<u>244.</u> 600	<u>271.</u> 500	<u>303.</u> 600	<u>329.</u> 700	<u>375.</u> 300	<u>409.</u> 700	
47	<u>245.</u> 100	<u>272.</u> 300	<u>304.</u> 700	<u>330.</u> 700	<u>376.</u> 200	<u>410.</u> 000	
48	<u>245.</u> 500	<u>273.</u> 100	<u>305.</u> 800	<u>331.</u> 600	<u>377.</u> 000	<u>410.</u> 300	
49	<u>245.</u> 900	<u>273.</u> 800	<u>306.</u> 900	<u>332.</u> 500	<u>377.</u> 500	<u>410.</u> 500	
50	<u>246.</u> 400	<u>274.</u> 600	<u>308.</u> 000	<u>333.</u> 500	<u>378.</u> 300	<u>410.</u> 800	
51	<u>246.</u> 900	<u>275.</u> 300	<u>309.</u> 100	<u>334.</u> 500	<u>379.</u> 100	<u>411.</u> 100	

52	<u>257.</u> 600	<u>286.</u> 000	<u>320.</u> 100	<u>345.</u> 500	<u>390.</u> 700	<u>422.</u> 700		
53	<u>257.</u> 900	<u>286.</u> 700	<u>321.</u> 100	<u>346.</u> 000	<u>391.</u> 100	<u>422.</u> 900		
54	<u>258.</u> 200	<u>287.</u> 300	<u>322.</u> 100	<u>346.</u> 900	<u>391.</u> 800			
55	<u>258.</u> 500	<u>288.</u> 000	<u>323.</u> 100	<u>347.</u> 600	<u>392.</u> 500			
56	<u>258.</u> 800	<u>288.</u> 600	<u>324.</u> 100	<u>348.</u> 500	<u>393.</u> 100			
57	<u>259.</u> 100	<u>289.</u> 300	<u>325.</u> 000	<u>349.</u> 200	<u>393.</u> 500			
58	<u>259.</u> 400	<u>290.</u> 000	<u>326.</u> 000	<u>349.</u> 500	<u>394.</u> 000			
59	<u>259.</u> 700	<u>290.</u> 700	<u>327.</u> 000	<u>349.</u> 900	<u>394.</u> 600			
60	<u>260.</u> 000	<u>291.</u> 300	<u>327.</u> 900	<u>350.</u> 500	<u>395.</u> 200			
61	<u>260.</u> 300	<u>291.</u> 800	<u>328.</u> 800	<u>351.</u> 100	<u>395.</u> 600			
62	<u>260.</u> 600	<u>292.</u> 400	<u>329.</u> 500	<u>351.</u> 800	<u>396.</u> 100			
63	<u>260.</u> 900	<u>293.</u> 100	<u>330.</u> 200	<u>352.</u> 500	<u>396.</u> 600			
64	<u>261.</u> 200	<u>293.</u> 700	<u>330.</u> 800	<u>353.</u> 100	<u>397.</u> 100			
65	<u>261.</u> 500	<u>294.</u> 200	<u>331.</u> 400	<u>353.</u> 800	<u>397.</u> 700			
66	<u>261.</u> 800	<u>294.</u> 800	<u>332.</u> 100	<u>354.</u> 300	<u>398.</u> 200			
67	<u>262.</u> 100	<u>295.</u> 500	<u>332.</u> 700	<u>354.</u> 900	<u>398.</u> 800			
68	<u>262.</u> 400	<u>296.</u> 100	<u>333.</u> 300	<u>355.</u> 500	<u>399.</u> 400			
69	<u>262.</u> 700	<u>296.</u> 700	<u>333.</u> 900	<u>355.</u> 800	<u>399.</u> 900			

52	<u>247.</u> 400	<u>276.</u> 000	<u>310.</u> 200	<u>335.</u> 400	<u>379.</u> 900	<u>411.</u> 400		
53	<u>247.</u> 700	<u>276.</u> 700	<u>311.</u> 200	<u>335.</u> 900	<u>380.</u> 300	<u>411.</u> 600		
54	<u>248.</u> 000	<u>277.</u> 400	<u>312.</u> 200	<u>336.</u> 800	<u>381.</u> 000			
55	<u>248.</u> 300	<u>278.</u> 100	<u>313.</u> 200	<u>337.</u> 500	<u>381.</u> 700			
56	<u>248.</u> 600	<u>278.</u> 800	<u>314.</u> 200	<u>338.</u> 400	<u>382.</u> 300			
57	<u>248.</u> 900	<u>279.</u> 500	<u>315.</u> 200	<u>339.</u> 100	<u>382.</u> 700			
58	<u>249.</u> 200	<u>280.</u> 200	<u>316.</u> 200	<u>339.</u> 400	<u>383.</u> 200			
59	<u>249.</u> 500	<u>280.</u> 900	<u>317.</u> 200	<u>339.</u> 900	<u>383.</u> 800			
60	<u>249.</u> 800	<u>281.</u> 500	<u>318.</u> 100	<u>340.</u> 500	<u>384.</u> 400			
61	<u>250.</u> 100	<u>282.</u> 100	<u>319.</u> 000	<u>341.</u> 100	<u>384.</u> 800			
62	<u>250.</u> 400	<u>282.</u> 800	<u>319.</u> 800	<u>341.</u> 800	<u>385.</u> 300			
63	<u>250.</u> 700	<u>283.</u> 500	<u>320.</u> 500	<u>342.</u> 500	<u>385.</u> 800			
64	<u>251.</u> 000	<u>284.</u> 100	<u>321.</u> 200	<u>343.</u> 100	<u>386.</u> 300			
65	<u>251.</u> 300	<u>284.</u> 700	<u>321.</u> 800	<u>343.</u> 800	<u>386.</u> 900			
66	<u>251.</u> 600	<u>285.</u> 400	<u>322.</u> 500	<u>344.</u> 300	<u>387.</u> 400			
67	<u>251.</u> 900	<u>286.</u> 100	<u>323.</u> 100	<u>344.</u> 900	<u>388.</u> 000			
68	<u>252.</u> 200	<u>286.</u> 700	<u>323.</u> 700	<u>345.</u> 500	<u>388.</u> 600			
69	<u>252.</u> 500	<u>287.</u> 300	<u>324.</u> 300	<u>345.</u> 800	<u>389.</u> 100			

70	<u>263.</u> <u>000</u>	<u>297.</u> <u>300</u>	<u>334.</u> <u>100</u>	<u>356.</u> <u>300</u>	<u>400.</u> <u>400</u>		
71	<u>263.</u> <u>300</u>	<u>297.</u> <u>900</u>	<u>334.</u> <u>500</u>	<u>356.</u> <u>700</u>	<u>400.</u> <u>800</u>		
72	<u>263.</u> <u>500</u>	<u>298.</u> <u>500</u>	<u>335.</u> <u>000</u>	<u>357.</u> <u>200</u>	<u>401.</u> <u>200</u>		
73	<u>263.</u> <u>700</u>	<u>299.</u> <u>100</u>	<u>335.</u> <u>600</u>	<u>357.</u> <u>700</u>	<u>401.</u> <u>500</u>		
74	<u>264.</u> <u>000</u>	<u>299.</u> <u>600</u>	<u>336.</u> <u>100</u>	<u>358.</u> <u>200</u>	<u>402.</u> <u>000</u>		
75	<u>264.</u> <u>300</u>	<u>300.</u> <u>000</u>	<u>336.</u> <u>600</u>	<u>358.</u> <u>700</u>	<u>402.</u> <u>400</u>		
76	<u>264.</u> <u>500</u>	<u>300.</u> <u>400</u>	<u>337.</u> <u>000</u>	<u>359.</u> <u>100</u>	<u>402.</u> <u>800</u>		
77	<u>264.</u> <u>700</u>	<u>300.</u> <u>700</u>	<u>337.</u> <u>600</u>	<u>359.</u> <u>400</u>	<u>403.</u> <u>200</u>		
78	<u>265.</u> <u>000</u>	<u>301.</u> <u>000</u>	<u>338.</u> <u>100</u>	<u>359.</u> <u>700</u>			
79	<u>265.</u> <u>300</u>	<u>301.</u> <u>200</u>	<u>338.</u> <u>500</u>	<u>359.</u> <u>900</u>			
80	<u>265.</u> <u>500</u>	<u>301.</u> <u>500</u>	<u>339.</u> <u>000</u>	<u>360.</u> <u>200</u>			
81	<u>265.</u> <u>700</u>	<u>301.</u> <u>800</u>	<u>339.</u> <u>500</u>	<u>360.</u> <u>700</u>			
82	<u>266.</u> <u>000</u>	<u>302.</u> <u>000</u>	<u>339.</u> <u>800</u>	<u>361.</u> <u>000</u>			
83	<u>266.</u> <u>300</u>	<u>302.</u> <u>300</u>	<u>340.</u> <u>000</u>	<u>361.</u> <u>300</u>			
84	<u>266.</u> <u>500</u>	<u>302.</u> <u>600</u>	<u>340.</u> <u>300</u>	<u>361.</u> <u>600</u>			
85	<u>266.</u> <u>700</u>	<u>302.</u> <u>800</u>	<u>340.</u> <u>700</u>	<u>362.</u> <u>000</u>			
86		<u>303.</u> <u>000</u>	<u>341.</u> <u>100</u>	<u>362.</u> <u>300</u>			
87		<u>303.</u> <u>200</u>	<u>341.</u> <u>400</u>	<u>362.</u> <u>600</u>			

70	<u>252.</u> <u>800</u>	<u>288.</u> <u>000</u>	<u>324.</u> <u>500</u>	<u>346.</u> <u>400</u>	<u>389.</u> <u>600</u>		
71	<u>253.</u> <u>100</u>	<u>288.</u> <u>700</u>	<u>325.</u> <u>000</u>	<u>346.</u> <u>900</u>	<u>390.</u> <u>100</u>		
72	<u>253.</u> <u>300</u>	<u>289.</u> <u>300</u>	<u>325.</u> <u>500</u>	<u>347.</u> <u>400</u>	<u>390.</u> <u>600</u>		
73	<u>253.</u> <u>500</u>	<u>289.</u> <u>900</u>	<u>326.</u> <u>100</u>	<u>347.</u> <u>900</u>	<u>390.</u> <u>900</u>		
74	<u>253.</u> <u>800</u>	<u>290.</u> <u>400</u>	<u>326.</u> <u>600</u>	<u>348.</u> <u>400</u>	<u>391.</u> <u>400</u>		
75	<u>254.</u> <u>100</u>	<u>290.</u> <u>800</u>	<u>327.</u> <u>100</u>	<u>348.</u> <u>900</u>	<u>391.</u> <u>800</u>		
76	<u>254.</u> <u>300</u>	<u>291.</u> <u>200</u>	<u>327.</u> <u>500</u>	<u>349.</u> <u>300</u>	<u>392.</u> <u>200</u>		
77	<u>254.</u> <u>500</u>	<u>291.</u> <u>600</u>	<u>328.</u> <u>100</u>	<u>349.</u> <u>600</u>	<u>392.</u> <u>600</u>		
78	<u>254.</u> <u>800</u>	<u>291.</u> <u>900</u>	<u>328.</u> <u>600</u>	<u>349.</u> <u>900</u>			
79	<u>255.</u> <u>100</u>	<u>292.</u> <u>200</u>	<u>329.</u> <u>000</u>	<u>350.</u> <u>100</u>			
80	<u>255.</u> <u>300</u>	<u>292.</u> <u>500</u>	<u>329.</u> <u>500</u>	<u>350.</u> <u>400</u>			
81	<u>255.</u> <u>500</u>	<u>292.</u> <u>800</u>	<u>330.</u> <u>000</u>	<u>350.</u> <u>900</u>			
82	<u>255.</u> <u>800</u>	<u>293.</u> <u>100</u>	<u>330.</u> <u>400</u>	<u>351.</u> <u>200</u>			
83	<u>256.</u> <u>100</u>	<u>293.</u> <u>400</u>	<u>330.</u> <u>600</u>	<u>351.</u> <u>500</u>			
84	<u>256.</u> <u>300</u>	<u>293.</u> <u>700</u>	<u>330.</u> <u>900</u>	<u>351.</u> <u>800</u>			
85	<u>256.</u> <u>500</u>	<u>293.</u> <u>900</u>	<u>331.</u> <u>300</u>	<u>352.</u> <u>200</u>			
86		<u>294.</u> <u>100</u>	<u>331.</u> <u>700</u>	<u>352.</u> <u>500</u>			
87		<u>294.</u> <u>300</u>	<u>332.</u> <u>000</u>	<u>352.</u> <u>800</u>			

88	<u>303.</u> 400	<u>341.</u> 700	<u>362.</u> 900			
89	<u>303.</u> 800	<u>342.</u> 000	<u>363.</u> 300			
90	<u>304.</u> 000	<u>342.</u> 200	<u>363.</u> 600			
91	<u>304.</u> 200	<u>342.</u> 600	<u>363.</u> 800			
92	<u>304.</u> 400	<u>342.</u> 900	<u>364.</u> 100			
93	<u>304.</u> 800	<u>343.</u> 100	<u>364.</u> 400			
94	<u>305.</u> 000	<u>343.</u> 400	<u>364.</u> 800			
95	<u>305.</u> 200	<u>343.</u> 700	<u>365.</u> 200			
96	<u>305.</u> 500	<u>343.</u> 900	<u>365.</u> 600			
97	<u>305.</u> 800	<u>344.</u> 100	<u>366.</u> 100			
98	<u>306.</u> 000	<u>344.</u> 400	<u>366.</u> 500			
99	<u>306.</u> 200	<u>344.</u> 700	<u>366.</u> 900			
100	<u>306.</u> 500	<u>344.</u> 900	<u>367.</u> 300			
101	<u>306.</u> 800	<u>345.</u> 100	<u>367.</u> 800			
102	<u>307.</u> 000	<u>345.</u> 300				
103	<u>307.</u> 200	<u>345.</u> 700				
104	<u>307.</u> 500	<u>345.</u> 900				
105	<u>307.</u> 800	<u>346.</u> 100				

88	<u>294.</u> 500	<u>332.</u> 300	<u>353.</u> 100			
89	<u>294.</u> 900	<u>332.</u> 600	<u>353.</u> 500			
90	<u>295.</u> 100	<u>332.</u> 800	<u>353.</u> 800			
91	<u>295.</u> 300	<u>333.</u> 200	<u>354.</u> 100			
92	<u>295.</u> 500	<u>333.</u> 500	<u>354.</u> 400			
93	<u>295.</u> 900	<u>333.</u> 700	<u>354.</u> 700			
94	<u>296.</u> 100	<u>334.</u> 000	<u>355.</u> 100			
95	<u>296.</u> 300	<u>334.</u> 300	<u>355.</u> 500			
96	<u>296.</u> 600	<u>334.</u> 600	<u>355.</u> 900			
97	<u>296.</u> 900	<u>334.</u> 800	<u>356.</u> 400			
98	<u>297.</u> 100	<u>335.</u> 100	<u>356.</u> 800			
99	<u>297.</u> 300	<u>335.</u> 400	<u>357.</u> 200			
100	<u>297.</u> 600	<u>335.</u> 600	<u>357.</u> 600			
101	<u>297.</u> 900	<u>335.</u> 800	<u>358.</u> 100			
102	<u>298.</u> 100	<u>336.</u> 000				
103	<u>298.</u> 300	<u>336.</u> 400				
104	<u>298.</u> 600	<u>336.</u> 600				
105	<u>298.</u> 900	<u>336.</u> 800				

106			<u>346.</u>						106			<u>337.</u>					
			<u>400</u>									<u>200</u>					
107			<u>346.</u>						107			<u>337.</u>					
			<u>800</u>									<u>600</u>					
108			<u>347.</u>						108			<u>338.</u>					
			<u>200</u>									<u>000</u>					
109			<u>347.</u>						109			<u>338.</u>					
			<u>400</u>									<u>200</u>					
定年前	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	定年前	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
再任用 短時間 勤務 職員	<u>201.</u> <u>300</u>	<u>227.</u> <u>900</u>	<u>257.</u> <u>300</u>	<u>271.</u> <u>300</u>	<u>297.</u> <u>800</u>	<u>340.</u> <u>000</u>	<u>383.</u> <u>400</u>		再任用 短時間 勤務 職員	<u>193.</u> <u>000</u>	<u>219.</u> <u>600</u>	<u>248.</u> <u>100</u>	<u>261.</u> <u>700</u>	<u>287.</u> <u>300</u>	<u>328.</u> <u>400</u>	<u>371.</u> <u>000</u>	

(2) 医療職(3)給料表

職員 の 区 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
分号	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前	円	円	円	円	円	円
1	<u>221.7</u> <u>00</u>	<u>254.7</u> <u>00</u>	<u>293.9</u> <u>00</u>	<u>307.3</u> <u>00</u>	<u>330.8</u> <u>00</u>	<u>373.4</u> <u>00</u>
再任用	<u>223.6</u> <u>00</u>	<u>256.8</u> <u>00</u>	<u>294.4</u> <u>00</u>	<u>307.8</u> <u>00</u>	<u>331.8</u> <u>00</u>	<u>375.1</u> <u>00</u>
短時間	<u>225.4</u> <u>00</u>	<u>259.0</u> <u>00</u>	<u>294.9</u> <u>00</u>	<u>308.3</u> <u>00</u>	<u>332.8</u> <u>00</u>	<u>376.8</u> <u>00</u>
4	<u>227.1</u>	<u>261.2</u>	<u>295.4</u>	<u>308.8</u>	<u>333.7</u>	<u>378.5</u>

(2) 医療職(3)給料表

職員 の 区 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
分号	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前	円	円	円	円	円	円
1	<u>207.7</u> <u>00</u>	<u>240.6</u> <u>00</u>	<u>281.8</u> <u>00</u>	<u>295.2</u> <u>00</u>	<u>319.3</u> <u>00</u>	<u>362.0</u> <u>00</u>
再任用	<u>209.6</u> <u>00</u>	<u>242.8</u> <u>00</u>	<u>282.3</u> <u>00</u>	<u>295.8</u> <u>00</u>	<u>320.3</u> <u>00</u>	<u>363.7</u> <u>00</u>
短時間	<u>211.4</u> <u>00</u>	<u>245.0</u> <u>00</u>	<u>282.8</u> <u>00</u>	<u>296.4</u> <u>00</u>	<u>321.3</u> <u>00</u>	<u>365.4</u> <u>00</u>
4	<u>213.1</u>	<u>247.2</u>	<u>283.3</u>	<u>296.9</u>	<u>322.3</u>	<u>367.1</u>

間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		00	00	00	00	00	00		間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		00	00	00	00	00	00	
	5	228.8	263.4	295.8	309.3	334.7	380.3			5	214.8	249.4	283.8	297.4	323.3	368.9	
		00	00	00	00	00	00	00				00	00	00	00	00	00
	6	230.7	264.4	296.3	309.8	335.9	382.3			6	216.7	250.4	284.3	298.0	324.5	370.9	
		00	00	00	00	00	00	00				00	00	00	00	00	00
	7	232.5	265.2	296.8	310.4	337.1	384.3			7	218.5	251.3	284.8	298.6	325.7	372.9	
		00	00	00	00	00	00	00				00	00	00	00	00	00
	8	234.2	266.1	297.2	310.8	338.3	386.3			8	220.2	252.2	285.3	299.1	326.9	374.9	
		00	00	00	00	00	00	00				00	00	00	00	00	00
	9	235.9	266.9	297.6	311.3	339.2	388.0			9	221.9	253.1	285.8	299.6	328.0	376.6	
		00	00	00	00	00	00	00				00	00	00	00	00	00
	10	237.8	268.0	298.1	311.8	340.4	390.1			10	223.9	254.3	286.3	300.2	329.2	378.7	
		00	00	00	00	00	00	00				00	00	00	00	00	00
	11	239.7	269.1	298.6	312.4	341.5	392.2			11	225.8	255.4	286.8	300.8	330.3	380.8	
		00	00	00	00	00	00	00				00	00	00	00	00	00
	12	241.6	270.0	299.1	312.9	342.6	394.2			12	227.7	256.3	287.3	301.3	331.4	382.8	
		00	00	00	00	00	00	00				00	00	00	00	00	00
	13	243.4	270.8	299.5	313.3	343.6	396.1			13	229.6	257.1	287.8	301.8	332.5	384.7	
		00	00	00	00	00	00	00				00	00	00	00	00	00
	14	245.4	271.5	300.0	313.9	344.7	397.7			14	231.6	257.8	288.3	302.5	333.7	386.3	
		00	00	00	00	00	00	00				00	00	00	00	00	00
	15	247.4	272.2	300.4	314.6	345.8	399.5			15	233.6	258.5	288.8	303.2	334.8	388.1	
	00	00	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00	00		
16	249.4	273.0	300.9	315.2	346.9	401.3		16	235.6	259.4	289.3	303.9	335.9	389.9			
	00	00	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00	00		
17	251.4	274.1	301.4	315.8	348.0	403.0		17	237.6	260.5	289.8	304.6	337.0	391.6			
	00	00	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00	00		
18	253.4	275.0	301.8	316.7	349.1	404.7		18	239.6	261.6	290.3	305.5	338.2	393.3			
	00	00	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00	00		
19	255.5	275.9	302.3	317.5	350.2	406.7		19	241.7	262.7	290.8	306.4	339.3	395.2			
	00	00	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00	00		
20	257.5	276.8	302.7	318.4	351.3	408.4		20	243.7	263.8	291.3	307.3	340.4	396.9			
	00	00	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00	00		
21	259.4	277.8	303.2	319.2	352.4	410.1		21	245.6	264.9	291.8	308.1	341.5	398.6			
	00	00	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00	00		
22	260.6	278.8	303.6	320.1	353.6	411.8		22	246.8	266.0	292.3	309.0	342.7	400.3			

	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	
23	261.7	279.7	304.1	321.0	354.7	413.6		248.0	267.1	292.8	309.9	343.8	402.1
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
24	262.8	280.7	304.5	321.8	355.8	415.4		249.1	268.2	293.3	310.8	344.9	403.8
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
25	263.9	281.5	305.0	322.6	356.8	417.0		250.2	269.2	293.8	311.6	346.0	405.4
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
26	264.7	282.4	305.6	323.4	358.1	418.7		251.1	270.3	294.4	312.5	347.3	407.1
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
27	265.6	283.3	306.3	324.3	359.4	420.5		252.0	271.4	295.2	313.4	348.6	408.9
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
28	266.4	284.2	307.0	325.2	360.7	422.3		252.9	272.4	296.0	314.3	349.9	410.7
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
29	267.2	285.2	307.7	325.9	361.9	423.8		253.7	273.4	296.7	315.1	351.1	412.2
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
30	267.9	285.9	308.4	327.0	363.4	425.3		254.5	274.1	297.5	316.2	352.6	413.7
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
31	268.6	286.6	309.1	328.1	364.9	426.8		255.2	274.8	298.3	317.3	354.1	415.2
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
32	269.3	287.3	309.9	329.1	366.4	428.1		255.9	275.5	299.1	318.4	355.6	416.5
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
33	270.1	287.9	310.6	330.2	367.6	429.3		256.7	276.2	299.8	319.5	356.8	417.6
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
34	270.7	288.5	311.4	331.2	369.1	430.4		257.5	276.8	300.6	320.6	358.3	418.7
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
35	271.3	289.0	312.1	332.3	370.5	431.6		258.3	277.3	301.4	321.7	359.7	419.8
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
36	271.8	289.4	312.8	333.4	371.9	432.8		259.0	277.8	302.1	322.8	361.1	421.0
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
37	272.4	289.8	313.5	334.5	373.3	434.1		259.7	278.3	302.9	323.9	362.5	422.3
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
38	273.1	290.4	314.3	335.6	374.3	435.2		260.6	278.9	303.7	325.1	363.5	423.4
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
39	273.8	290.9	315.1	336.7	375.7	436.4		261.5	279.4	304.5	326.2	364.9	424.6
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
40	274.5	291.3	315.9	337.8	377.0	437.6		262.3	279.9	305.3	327.3	366.2	425.7

	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	
41	275.2	291.7	316.5	338.6	378.3	438.8		263.1	280.3	306.0	328.1	367.5	426.9
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
42	275.8	292.2	317.4	339.7	379.7	439.8		264.0	280.8	307.0	329.2	368.9	427.9
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
43	276.5	292.6	318.4	340.8	381.0	440.9		264.8	281.3	308.0	330.3	370.2	429.0
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
44	277.1	293.1	319.3	341.8	382.3	442.0		265.6	281.8	308.9	331.3	371.5	430.1
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
45	277.9	293.6	320.1	342.7	383.8	443.0		266.4	282.3	309.8	332.3	373.0	431.1
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
46	278.6	294.0	321.1	343.6	385.0	443.5		267.1	282.8	310.8	333.3	374.2	431.6
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
47	279.3	294.5	322.1	344.6	386.1	444.0		267.8	283.3	311.8	334.3	375.3	432.2
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
48	279.9	294.9	323.0	345.6	387.3	444.4		268.4	283.8	312.7	335.3	376.5	432.6
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
49	280.4	295.4	323.9	346.8	388.4	445.0		269.0	284.3	313.6	336.5	377.6	433.2
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
50	280.9	295.8	324.8	348.1	389.3	445.5		269.5	284.8	314.6	337.8	378.5	433.7
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
51	281.3	296.3	325.8	349.3	390.3	445.9		270.0	285.3	315.6	339.0	379.5	434.1
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
52	281.7	296.8	326.8	350.5	391.2	446.4		270.4	285.8	316.6	340.2	380.4	434.6
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
53	282.0	297.2	327.6	351.4	391.8	446.9		270.8	286.3	317.4	341.1	381.0	435.1
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
54	282.5	297.6	328.5	352.6	392.6	447.3		271.3	286.8	318.4	342.3	381.8	435.5
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
55	282.9	298.1	329.5	353.7	393.4	447.6		271.8	287.3	319.4	343.4	382.6	435.8
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
56	283.3	298.5	330.4	355.0	394.2	447.9		272.2	287.8	320.3	344.7	383.4	436.1
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
57	283.7	299.0	331.3	356.0	394.9	448.3		272.6	288.3	321.2	345.7	384.1	436.5
	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
58	284.1	299.7	332.2	356.9	395.6			273.0	289.1	322.2	346.6	384.8	

	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
59	284.4	300.4	333.2	358.0	396.3		59	273.4	289.9	323.2	347.7	385.5
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
60	284.7	301.1	334.1	359.2	396.9		60	273.8	290.6	324.1	348.9	386.1
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
61	285.1	301.8	335.0	360.3	397.5		61	274.2	291.3	325.0	350.0	386.7
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
62	285.5	302.7	336.1	361.5	398.1		62	274.6	292.2	326.2	351.2	387.3
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
63	285.9	303.6	337.3	362.7	398.8		63	275.0	293.1	327.4	352.4	388.0
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
64	286.2	304.3	338.5	363.7	399.4		64	275.4	293.9	328.6	353.4	388.6
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
65	286.5	305.0	339.2	364.7	400.1		65	275.8	294.7	329.3	354.4	389.3
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
66	286.9	305.9	340.3	365.7	400.6		66	276.2	295.6	330.4	355.4	389.8
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
67	287.3	306.7	341.4	366.8	401.2		67	276.6	296.4	331.5	356.5	390.4
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
68	287.6	307.5	342.3	367.9	401.7		68	277.0	297.2	332.4	357.6	390.9
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
69	288.0	308.2	343.4	368.7	402.1		69	277.4	298.0	333.5	358.4	391.3
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
70	288.5	309.1	344.1	369.8	402.7		70	277.9	298.9	334.2	359.5	391.9
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
71	288.9	310.0	345.2	370.9	403.1		71	278.4	299.8	335.3	360.6	392.4
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
72	289.2	310.8	346.3	371.9	403.4		72	278.8	300.7	336.4	361.6	392.7
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
73	289.6	311.7	347.4	372.6	403.7		73	279.2	301.6	337.5	362.3	393.0
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
74	290.1	312.5	348.6	373.4	404.2		74	279.8	302.5	338.7	363.1	393.5
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
75	290.6	313.4	349.7	374.2	404.6		75	280.4	303.4	339.8	363.9	393.9
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
76	291.1	314.3	350.8	374.9	404.9		76	280.9	304.3	340.9	364.6	394.2

	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
77	291.6	315.1	351.9	375.5	405.2			281.4	305.1	342.0	365.2	394.5
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
78	292.1	316.0	353.0	376.0	405.7			282.0	306.1	343.1	365.7	395.0
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
79	292.7	317.0	354.0	376.5	406.2			282.6	307.1	344.1	366.2	395.5
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
80	293.1	317.9	355.1	377.0	406.6			283.1	308.0	345.2	366.7	395.9
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
81	293.6	318.4	356.0	377.6	406.9			283.6	308.5	346.1	367.3	396.2
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
82	294.0	319.2	357.0	378.1	407.3			284.1	309.4	347.1	367.8	396.6
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
83	294.5	320.1	357.9	378.6	407.8			284.6	310.3	348.0	368.3	397.1
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
84	295.0	320.9	358.9	379.1	408.2			285.1	311.1	349.0	368.8	397.5
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
85	295.4	321.7	359.8	379.5	408.6			285.6	311.9	349.9	369.2	397.9
	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00
86	295.8	322.6	360.6	379.9				286.1	312.9	350.7	369.6	
	00	00	00	00				00	00	00	00	
87	296.3	323.6	361.4	380.5				286.6	313.9	351.5	370.2	
	00	00	00	00				00	00	00	00	
88	296.8	324.6	362.2	381.0				287.1	314.9	352.3	370.7	
	00	00	00	00				00	00	00	00	
89	297.2	325.5	362.8	381.3				287.6	315.8	352.9	371.0	
	00	00	00	00				00	00	00	00	
90	297.7	326.5	363.4	381.8				288.1	316.9	353.5	371.5	
	00	00	00	00				00	00	00	00	
91	298.2	327.5	364.0	382.1				288.6	317.9	354.1	371.9	
	00	00	00	00				00	00	00	00	
92	298.7	328.5	364.6	382.4				289.1	318.9	354.7	372.2	
	00	00	00	00				00	00	00	00	
93	299.2	329.3	365.0	383.0				289.6	319.7	355.1	372.8	
	00	00	00	00				00	00	00	00	
94	299.6	330.0	365.4	383.5				290.2	320.4	355.5	373.3	

	00	00	00	00				00	00	00	00		
95	300.1	330.7	365.9	384.0				290.8	321.1	356.0	373.8		
	00	00	00	00				00	00	00	00		
96	300.7	331.3	366.3	384.5				291.4	321.7	356.4	374.3		
	00	00	00	00				00	00	00	00		
97	301.3	331.8	366.8	385.1				292.0	322.2	356.9	374.9		
	00	00	00	00				00	00	00	00		
98	301.8	332.1	367.2	385.6				292.5	322.5	357.3	375.4		
	00	00	00	00				00	00	00	00		
99	302.3	332.6	367.7	386.1				293.0	323.1	357.8	375.9		
	00	00	00	00				00	00	00	00		
100	302.8	333.2	368.1	386.5				293.5	323.7	358.2	376.3		
	00	00	00	00				00	00	00	00		
101	303.2	333.6	368.4	387.1				294.0	324.1	358.5	376.9		
	00	00	00	00				00	00	00	00		
102	303.7	334.1	368.9	387.6				294.5	324.7	359.0	377.4		
	00	00	00	00				00	00	00	00		
103	304.1	334.7	369.2	388.1				295.0	325.3	359.4	377.9		
	00	00	00	00				00	00	00	00		
104	304.5	335.2	369.5	388.6				295.4	325.8	359.7	378.4		
	00	00	00	00				00	00	00	00		
105	304.9	335.6	369.9	389.2				295.8	326.2	360.1	379.0		
	00	00	00	00				00	00	00	00		
106	305.3	336.1	370.4	389.6				296.3	326.7	360.6	379.4		
	00	00	00	00				00	00	00	00		
107	305.7	336.6	370.9	390.1				296.8	327.2	361.1	379.9		
	00	00	00	00				00	00	00	00		
108	306.0	337.1	371.4	390.6				297.1	327.7	361.6	380.4		
	00	00	00	00				00	00	00	00		
109	306.2	337.5	371.9	391.2				297.3	328.1	362.1	381.0		
	00	00	00	00				00	00	00	00		
110	306.5	337.8	372.4					297.6	328.5	362.6			
	00	00	00					00	00	00			
111	306.7	338.1	372.9					297.8	328.8	363.1			
	00	00	00					00	00	00			
112	307.0	338.4	373.3					298.1	329.1	363.5			

	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
113	<u>307.3</u>	<u>338.7</u>	<u>373.7</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
114	<u>307.5</u>	<u>339.1</u>	<u>374.1</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
115	<u>307.8</u>	<u>339.4</u>	<u>374.6</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
116	<u>308.0</u>	<u>339.7</u>	<u>375.1</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
117	<u>308.3</u>	<u>339.9</u>	<u>375.5</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
118	<u>308.5</u>	<u>340.2</u>	<u>376.0</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
119	<u>308.8</u>	<u>340.5</u>	<u>376.5</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
120	<u>309.1</u>	<u>340.7</u>	<u>377.0</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
121	<u>309.4</u>	<u>340.9</u>	<u>377.3</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
122	<u>309.7</u>	<u>341.2</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
123	<u>310.0</u>	<u>341.5</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
124	<u>310.3</u>	<u>341.8</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
125	<u>310.5</u>	<u>342.0</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
126	<u>310.7</u>	<u>342.3</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
127	<u>311.0</u>	<u>342.6</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
128	<u>311.4</u>	<u>342.8</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
129	<u>311.6</u>	<u>343.0</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
130	<u>311.9</u>	<u>343.2</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
113	<u>298.4</u>	<u>329.4</u>	<u>363.9</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
114	<u>298.6</u>	<u>329.8</u>	<u>364.3</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
115	<u>298.9</u>	<u>330.1</u>	<u>364.8</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
116	<u>299.1</u>	<u>330.4</u>	<u>365.3</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
117	<u>299.4</u>	<u>330.6</u>	<u>365.7</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
118	<u>299.7</u>	<u>330.9</u>	<u>366.2</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
119	<u>300.0</u>	<u>331.2</u>	<u>366.7</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
120	<u>300.3</u>	<u>331.4</u>	<u>367.2</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
121	<u>300.6</u>	<u>331.6</u>	<u>367.5</u>						
	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>						
122	<u>301.0</u>	<u>331.9</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
123	<u>301.3</u>	<u>332.2</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
124	<u>301.6</u>	<u>332.5</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
125	<u>301.8</u>	<u>332.7</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
126	<u>302.0</u>	<u>333.0</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
127	<u>302.3</u>	<u>333.4</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
128	<u>302.7</u>	<u>333.6</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
129	<u>302.9</u>	<u>333.8</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
130	<u>303.2</u>	<u>334.0</u>							

	<u>00</u>	<u>00</u>							
131	<u>312.2</u>	<u>343.5</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
132	<u>312.6</u>	<u>343.7</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
133	<u>312.8</u>	<u>344.0</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
134	<u>313.1</u>	<u>344.4</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
135	<u>313.4</u>	<u>344.8</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
136	<u>313.7</u>	<u>345.2</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
137	<u>313.9</u>	<u>345.5</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
138	<u>314.2</u>	<u>345.9</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
139	<u>314.5</u>	<u>346.3</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
140	<u>314.8</u>	<u>346.7</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
141	<u>315.0</u>	<u>347.0</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
142	<u>315.3</u>	<u>347.4</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
143	<u>315.7</u>	<u>347.7</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
144	<u>316.0</u>	<u>348.1</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
145	<u>316.2</u>	<u>348.4</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
146	<u>316.4</u>	<u>348.8</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
147	<u>316.7</u>	<u>349.2</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
148	<u>317.0</u>	<u>349.6</u>							

	<u>00</u>	<u>00</u>							
131	<u>303.6</u>	<u>334.4</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
132	<u>304.0</u>	<u>334.6</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
133	<u>304.2</u>	<u>334.9</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
134	<u>304.5</u>	<u>335.3</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
135	<u>304.8</u>	<u>335.7</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
136	<u>305.1</u>	<u>336.1</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
137	<u>305.3</u>	<u>336.4</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
138	<u>305.6</u>	<u>336.8</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
139	<u>305.9</u>	<u>337.2</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
140	<u>306.2</u>	<u>337.6</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
141	<u>306.4</u>	<u>337.9</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
142	<u>306.8</u>	<u>338.3</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
143	<u>307.2</u>	<u>338.6</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
144	<u>307.5</u>	<u>339.0</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
145	<u>307.7</u>	<u>339.3</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
146	<u>307.9</u>	<u>339.7</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
147	<u>308.2</u>	<u>340.1</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
148	<u>308.6</u>	<u>340.5</u>							

	<u>00</u>	<u>00</u>							
149	<u>317.2</u>	<u>349.9</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
150	<u>317.4</u>	<u>350.3</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
151	<u>317.7</u>	<u>350.7</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
152	<u>318.0</u>	<u>351.1</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
153	<u>318.4</u>	<u>351.4</u>							
	<u>00</u>	<u>0</u>							
154	<u>318.6</u>								
	<u>00</u>								
155	<u>318.8</u>								
	<u>00</u>								
156	<u>319.1</u>								
	<u>00</u>								
157	<u>319.4</u>								
	<u>00</u>								
158	<u>319.7</u>								
	<u>00</u>								
159	<u>320.0</u>								
	<u>00</u>								
160	<u>320.3</u>								
	<u>00</u>								
161	<u>320.7</u>								
	<u>00</u>								
162	<u>321.0</u>								
	<u>00</u>								
163	<u>321.3</u>								
	<u>00</u>								
164	<u>321.6</u>								
	<u>00</u>								
165	<u>322.0</u>								
	<u>00</u>								
166	<u>322.3</u>								

	<u>00</u>	<u>00</u>							
149	<u>308.8</u>	<u>340.8</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
150	<u>309.0</u>	<u>341.2</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
151	<u>309.3</u>	<u>341.6</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
152	<u>309.6</u>	<u>342.0</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
153	<u>310.0</u>	<u>342.3</u>							
	<u>00</u>	<u>00</u>							
154	<u>310.2</u>								
	<u>00</u>								
155	<u>310.4</u>								
	<u>00</u>								
156	<u>310.7</u>								
	<u>00</u>								
157	<u>311.0</u>								
	<u>00</u>								
158	<u>311.3</u>								
	<u>00</u>								
159	<u>311.6</u>								
	<u>00</u>								
160	<u>311.9</u>								
	<u>00</u>								
161	<u>312.3</u>								
	<u>00</u>								
162	<u>312.6</u>								
	<u>00</u>								
163	<u>312.9</u>								
	<u>00</u>								
164	<u>313.2</u>								
	<u>00</u>								
165	<u>313.6</u>								
	<u>00</u>								
166	<u>313.9</u>								

職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 災害応急作業等手当</u></p> <p><u>(災害応急作業等手当)</u></p> <p><u>第14条 災害応急作業等手当は、異常な自然現象により重大な災害が発生し、国、地方公共団体等の要請に基づき、本町以外の区域に派遣された場合に、次に掲げる作業等に従事した職員に対して支給することとし、その手当額は、これらの作業等に応じて、当該作業等に従事した日1日につき次に定める額とすることとする。ただし、作業等が夜間（日没時から日出時までの間をいう。）に行われた場合にあっては、当該各号に定める額に100分の50に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 1,080円</u></p> <p><u>(2) 重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視 710円</u></p> <p><u>(3) 避難所の運営等の業務、罹災証明書の交付に係る被害状況の調査等 710円</u></p> <p>(委任)</p> <p>第15条 略</p>	<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 略</p>

歳入歳出予算構成表

令和7年度 一般会計

3月補正

(単位：千円、%)

歳		入		出			
科	目	予算額	構成比	科	目	予算額	構成比
1	町税	1,088,611	12.1	1	議会費	87,896	1.0
2	地方譲与税	62,700	0.7	2	総務費	1,629,955	18.1
3	利子割交付金	800	0.0	3	民生費	2,736,865	30.4
4	配当割交付金	6,700	0.1	4	衛生費	949,739	10.6
5	株式等譲渡所得割交付金	7,900	0.1	5	農林水産業費	349,419	3.9
6	法人事業税交付金	14,800	0.2	6	商工費	350,111	3.9
7	地方消費税交付金	269,100	3.0	7	土木費	681,088	7.6
8	ゴルフ場利用税交付金	300	0.0	8	消防費	271,763	3.0
9	自動車税環境性能割交付金	7,400	0.1	9	教育費	1,152,099	12.8
10	地方特例交付金	5,000	0.1	10	災害復旧費	4,900	0.1
11	地方交付税	3,892,377	43.3	11	公債費	769,907	8.6
12	交通安全対策特別交付金	500	0.0	12	予備費	2,000	0.0
13	分担金及び負担金	408	0.0				
14	使用料及び手数料	74,752	0.8				
15	国庫支出金	1,239,223	13.8				
16	県支出金	743,835	8.3				
17	財産収入	63,474	0.7				
18	寄附金	153,293	1.7				
19	繰入金	371,017	4.1				
20	繰越金	60,745	0.7				
21	諸収入	64,007	0.7				
22	町債	858,800	9.5				
	合計	8,985,742	100.0		合計	8,985,742	100.0

予 算 寄 附 金 明 細 書

令和7年度 一般会計

3月補正

(単位：千円)

事 業 名	補正前の 予 算 額	補正額	計	説 明
鳥取県市町村職員互助会公益目的財産寄附金		100	100	人口割
街路灯維持管理事業	1,374	△ 185	1,189	修繕 2,246千円×50/100 新設 132千円×50/100
町道新設改良事業	412		412	事業費 1,000千円×30/100 1,500千円×7.5/100
林道維持修繕事業	180	△ 5	175	事業費 1,161千円×30/100×50/100
ふるさと岩美まちづくり寄附金	150,000		150,000	ふるさと納税 5,500件
令和7年災農地農業用施設災害復旧事業	100		100	農地 3,900千円×3.5/100=136千円 (上限100千円)
岩美町振興公社残余財産寄附金	9		9	解散及び清算終了に伴う剰余金
一般寄附金		1,308	1,308	明治安田生命保険相互会社 508千円 鳥取信用金庫 300千円 キリンビール株式会社 500千円
合 計	152,075	1,218	153,293	

予 算 投 資 的 事 業

令和7年度 一般会計
普通建設事業費

3月補正

補助事業費

(単位:千円)

区 分	補正前の 予 算 額	補正額	計	財 源				内 訳		補助率	備 考
				国 支 出 金	地 方 債	分 担 寄 附 金	其 他 の 特 定 財 源	一 般 財 源	補 基 本 額		
児童センター整備事業	280,935		280,935	国 42,948	232,500		繰 5,000	487	42,948	国基準額 の上限	本體工事、外構工事等
合併処理浄化槽設置整備事業	3,550	△ 336	3,214	国 778 県 358				2,078	国 2,334 県 717	1/3 1/2	合併処理浄化槽設置補助 6基
町行造林事業	810	△ 379	431	県 365				66	430	8.5/10	間伐 5ha
林道維持修繕事業	1,200	△ 39	1,161	県 580		寄 175		406	1,200	1/2	林道院内線水路路肩修繕
町道新設改良事業	220,850		220,850	国 131,586	81,800			7,464	58,200 47,254 113,196	5.65/10 6.0/10 6.215/10	測量設計、舗装修繕、側溝改良、橋梁修繕等
児童センターアクセス道路整備事業	48,200	△ 4,783	43,417	国 14,377	25,800			3,240	28,754	5.0/10	新設
町営住宅環境改善事業	9,823		9,823	国 4,380				5,443	9,823	1/2	町営住宅感震ブレイカー取付工事
岩井コミュニティセンター整備事業	322,190		322,190	国 96,744	225,400			46	193,488	1/2	本體工事
計	887,558	△ 5,537	882,021	国 290,813 県 1,303	565,500	寄 175	繰 5,000	19,230			

普通建設事業費

単独事業費

(単位:千円)

区	分	補正前の 予算額	補正額	計	財源				補助率	備考	
					国 支 出 金	地 方 債	分 担 金	内 金			源 内 記
					国 支 出 金	地 方 債	分 担 金	内 金	源 内 記	補 基 本 額	
防	災	7,642		7,642		7,000			一般財源	642	J-アラート機器更新
運	営	1,320		1,320					その他の 特定財源	1,320	オストメイト設置
役	場	26,587	△ 3,487	23,100		23,100					耐震化及び制御装置等更新
情	報	18,876	1,980	20,856				諸	1,309	19,547	電柱支障移転対応工事、 ケーブルテレビ等引込工事
交	通	500		500				繰	300	200	カーブミラー、区画線等設置
児	童	21,200	△ 1,198	20,002		19,500		繰	500	2	本体工事施工監理費、用地取得費
農	業	31,097	△ 1,238	29,859	県	19,905				9,954	コンバイン、菌床製造設備等整備補助
単	町	1,050	△ 28	1,022	県	511		繰	511	1,022	農道修繕、水路改良
民	間	10,000		10,000						10,000	橋りょう整備助成
町	道	6,700	△ 2,196	4,504		3,200	寄			892	舗装修繕
町	道	63,000	△ 19,533	43,467		43,400				67	落石防護柵等設置、斜面掘削等
消	防	3,000	△ 499	2,501						2,501	大谷地内、新井地内消火栓移設工事
消	防	23,001	△ 1,452	21,549		21,300				249	消防ポンプ積載車更新 3台
災	害	2,300		2,300	県	400				1,900	1/2
各	小	7,286	2,390	9,676				繰	6,000	3,676	空調設備更新
各	小	4,026	△ 231	3,795	県	1,897		繰	1,000	898	1/2
岩	美	8,245	△ 2,391	5,854		5,400				454	高圧ケーブル更新、気中閉閉器更新
岩	美	42,264	△ 5,181	37,083						37,083	中型バス車両 2台
岩	美	3,251	880	4,131				繰	3,000	1,131	空調設備更新
コ	ム	1,276	△ 396	880						880	小田地区公民館研修室空調設備更新

普通建設事業費

単独事業費

(単位:千円)

区	分	補正前の 予算額	補正額	計	財源				内訳			補助率	補助 本額	備 考
					国 支 出 金	地 方 債	分 担 金	附 属 金	その 他 の 特 定 財 源	一 般 財 源				
岩井	コミュニティーセンター整備事業	103,132		103,132		93,800					9,332			解体工事、本体工事実施施設等
	計	385,753	△ 32,580	353,173	県	216,700	寄	412	諸 線	1,309 11,311	100,728			

(単位:千円)

補助事業費

災害復旧事業

区	分	補正前の 予算額	補正額	計	財源内訳					補助 基本額	補助率	備	考	
					国県支出金	地方債	分 担 寄	金 担 附	その他の 特定財源					一般財源
令和7年災農地農業用施設災害復 旧事業		3,900		3,900	国県 2,880	600	寄 600	100		320	3,600	80/100	農地 1箇所(高住地内)	
計		3,900		3,900	国県 2,880	600	寄 600	100		320				
合計		1,277,211	△ 38,117	1,239,094	国 290,813	782,800	寄 687	1,309	120,278					
					県 26,896			線 16,311						

岩美町立田後コミュニティ消防センター指定管理者仮協定書

岩美町（以下「甲」という。）と田後地区自治会（以下「乙」という。）とは、岩美町立田後コミュニティ消防センターの管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美町立田後コミュニティ消防センターの設置及び管理に関する条例（平成7年岩美町条例第12号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う岩美町立田後コミュニティ消防センターの管理業務に関し、必要な事項を定める。

（管理の基準）

第2条 乙は、協定、条例並びに関係法令等のほか、別紙の岩美町立田後コミュニティ消防センター指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）並びに管理業務に関する事業計画書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、業務仕様書のとおりとする。
2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とする。
2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 乙が行う管理業務は無料でこれを行う。

（業務計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の業務計画書を提出

し、甲の承認を得なければならない。

(業務報告)

第7条 甲は、管理業務の適性を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1)管理業務の実施業務
- (2)施設の利用状況
- (3)管理業務に係る経費の収支状況
- (4)その他管理の実体を把握するために町長が必要と認める事項

(施設の修繕等)

第9条 管理物件の維持補修、修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第11条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第12条 本業務の実施にあたり、乙が加入しなければならない保険は次のとおりとする。

- (1)火災保険
- (2)自然災害保険

2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。

(1)施設損害賠償責任保険

(2)第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1)本協定に違反したとき。

(2)業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3)その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第14条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、別途甲が定める状態で管理物件を明け渡すことについて甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第16条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例（平成15年岩美町条例第1号）並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第18条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

なお、この協定について、甲が、町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町
岩美町長 長 戸 清 印

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字田後219番地23
田後地区自治会
会 長 福 田 照 実 印

岩美町立網代コミュニティ消防センター指定管理者仮協定書

岩美町（以下「甲」という。）と網代地区自治会（以下「乙」という。）とは、岩美町立網代コミュニティ消防センターの管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美町立網代コミュニティ消防センターの設置及び管理に関する条例（平成12年岩美町条例第29号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う岩美町立網代コミュニティ消防センターの管理業務に関し、必要な事項を定める。

（管理の基準）

第2条 乙は、協定、条例並びに関係法令等のほか、別紙の岩美町立網代コミュニティ消防センター指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）並びに管理業務に関する事業計画書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、業務仕様書のとおりとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 乙が行う管理業務は無料でこれを行う。

（業務計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の業務計画書を提出

し、甲の承認を得なければならない。

(業務報告)

第7条 甲は、管理業務の適性を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1)管理業務の実施業務
- (2)施設の利用状況
- (3)管理業務に係る経費の収支状況
- (4)その他管理の実体を把握するために町長が必要と認める事項

(施設の修繕等)

第9条 管理物件の維持補修、修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第11条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第12条 本業務の実施にあたり、乙が加入しなければならない保険は次のとおりとする。

- (1)火災保険
- (2)自然災害保険

2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。

(1)施設損害賠償責任保険

(2)第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1)本協定に違反したとき。

(2)業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3)その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第14条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、別途甲が定める状態で管理物件を明け渡すことについて甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第16条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例（平成15年岩美町条例第1号）並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第18条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

なお、この協定について、甲が、町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町
岩美町長 長 戸 清 印

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字網代81番地
網代地区自治会
会 長 清 水 博 印

岩美町立防災センター指定管理者仮協定書

岩美町（以下「甲」という。）と岩本1区（以下「乙」という。）とは、岩美町立防災センターの管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美町立防災センターの設置及び管理に関する条例（平成14年岩美町条例第4号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う岩美町立防災センターの管理業務に関し、必要な事項を定める。

（管理の基準）

第2条 乙は、協定、条例並びに関係法令等のほか、別紙の岩美町立防災センター指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）並びに管理業務に関する事業計画書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、業務仕様書のとおりとする。
2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とする。
2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 乙が行う管理業務は無料でこれを行う。

（業務計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の業務計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

(業務報告)

第7条 甲は、管理業務の適性を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1)管理業務の実施業務
- (2)施設の利用状況
- (3)管理業務に係る経費の収支状況
- (4)その他管理の実体を把握するために町長が必要と認める事項

(施設の修繕等)

第9条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第11条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第12条 本業務の実施にあたり、乙が加入しなければならない保険は次のとおりとする。ただし、水防倉庫部分については甲が加入する。

- (1)火災保険
 - (2)自然災害保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。
- (1)施設損害賠償責任保険
 - (2)第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1)本協定に違反したとき。

(2)業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3)その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第14条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、別途甲が定める状態で管理物件を明け渡すことについて甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第16条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例(平成15年岩美町条例第1号)並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第18条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って

本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

なお、この協定について、甲が、町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町
岩美町長 長 戸 清 印

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字岩本690番地15
岩本1区
区 長 中 村 義 昭 印

岩美町立恩志児童遊園指定管理者仮基本協定書

岩美町（以下「甲」という。）と二恩志部落（以下「乙」という。）とは、岩美町立恩志児童遊園の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、岩美町立児童遊園の設置及び管理に関する条例（平成17年岩美町条例第29号。以下「条例」という。）第5条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う岩美町立恩志児童遊園の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、本協定、当該事業年度における事項について別に定める協定（以下「年度協定」という。）、条例並びに関係法令等のほか、指定管理者指定申請書に従い、管理業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、以下のとおりとする。

広場 1,026.74㎡

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 本協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2 管理業務に係る事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 甲が管理業務実施の対価として乙に支払う指定管理料の管理期間における総額は75,000円（消費税相当額を含む。）とする。なお、法令改正により消費税及び地方消費税率に変更が生じた場合は、年度協定書で相当額を加減し契約する。

2 指定管理料の額を変更すべき特別な理由が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 各年度の指定管理料の詳細については、年度協定で別途定める。

（業務計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、自主事業計画書及び収支予算書を提出しなければならない。

(業務報告)

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第8条 乙は、毎年度事業終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために町長等が必要と認める事項

(施設の修繕等)

第9条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。ただし、乙が自己の責任において対応できない修繕の必要が生じた場合については、その修繕を行う必要の生じた事由を勘案し、甲乙協議のうえ対応するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第11条 管理業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第12条 管理業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。

- (1) 施設損害賠償責任保険
- (2) 第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は、管理業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
 - (2) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
 - (3) その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。
- 2 乙が、本協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(原状回復義務)

第14条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、別途甲が定める状態で管理物件を明け渡すことについて甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第15条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務の実施にあたり、個人情報の取扱いについては、岩美町個人情報保護条例（平成15年岩美町条例第1号）並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第17条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。


(疑義等の決定)


第18条 本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自その1通を保有する。

なお、この協定について、甲が、町議会の議決を得た後、乙に対して、その旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町長 長戸 清 

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字恩志191番地
二恩志部落
区 長 山本 幸男 

岩美町立本庄児童遊園指定管理者仮基本協定書

岩美町（以下「甲」という。）と本庄部落（以下「乙」という。）とは、岩美町立本庄児童遊園の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、岩美町立児童遊園の設置及び管理に関する条例（平成17年岩美町条例第29号。以下「条例」という。）第5条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う岩美町立本庄児童遊園の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、本協定、当該事業年度における事項について別に定める協定（以下「年度協定」という。）、条例並びに関係法令等のほか、指定管理者指定申請書に従い、管理業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、次のとおりとする。

- (1) 広場 1,012㎡
- (2) 遊具

2人用ブランコ	1基
一方式滑り台	1基
3連鉄棒	1基

- (3) 水飲み設備 一式

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 本協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2 管理業務に係る事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 甲が管理業務実施の対価として乙に支払う指定管理料の管理期間における総額は150,000円（消費税相当額を含む。）とする。なお、法令改正により消費税及び地方消費税率に変更が生じた場合は、年度協定書で相当額を加減し契約する。

2 指定管理料の額を変更すべき特別な理由が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 各年度の指定管理料の詳細については、年度協定で別途定める。

(業務計画書)

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、自主事業計画書及び収支予算書を提出しなければならない。

(業務報告)

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第8条 乙は、毎年度事業終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために町長等が必要と認める事項

(施設の修繕等)

第9条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。ただし、乙が自己の責任において対応できない修繕の必要が生じた場合については、その修繕を行う必要の生じた事由を勘案し、甲乙協議のうえ対応するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第11条 管理業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第12条 管理業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。

- (1) 施設損害賠償責任保険
- (2) 第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は、管理業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。

2 乙が、本協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(原状回復義務)

第14条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、別途甲が定める状態で管理物件を明け渡すことについて甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第15条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務の実施にあたり、個人情報の取扱いについては、岩美町個人情報保護条例（平成15年岩美町条例第1号）並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第17条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。


(疑義等の決定)


第18条 本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自その1通を保有する。

なお、この協定について、甲が、町議会の議決を得た後、乙に対して、その旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町長 長戸 清 

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字本庄370番地
本庄部落
区長 松村 孝也 

岩美めぐみ館指定管理者仮基本協定書

岩美町（以下「甲」という。）と株式会社いわみ道の駅（以下「乙」という。）とは、岩美めぐみ館の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美めぐみ館の設置及び管理に関する条例（令和2年岩美町条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う岩美めぐみ館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定管理者指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び備品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 基本協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 甲が管理業務実施の対価として乙に支払う指定管理料の管理期間における総額は4,860,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、法令改正により消費税及び地方消費税率に変更が生じた場合は、年度協定書で相当額を加減し契約する。

2 指定管理料の額を変更すべき特別な理由が生じた場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 各年度の指定管理料の詳細については、年度協定で別途定める。

（事業計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために町長等が必要と認める事項

(利用料金)

第9条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において、甲と協議のうえ、甲の承認を得て定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第10条 乙は、管理物件に係る利用料金を乙の収入として収受することができる。

(施設の修繕等)

第11条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。ただし、年度協定に定める指定管理料のうちの修繕料の額を超える修繕の必要が生じた場合には、その修繕を行う必要が生じた事由を勘案し、甲乙協議のうえ費用負担の割合を定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第13条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第14条 本業務の実施にあたり、甲が加入しなければならない保険は次のとおりとする。

- (1) 火災保険
 - (2) 自然災害保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。
- (1) 施設損害賠償責任保険
 - (2) 第三者賠償保険
 - (3) 食品営業賠償共済保険

(指定の取消し等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3) その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。

2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第16条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第18条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報保護)

第19条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例（平成15年岩美町条例第1号）並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第20条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第21条 この基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

なお、この協定について、甲が岩美町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町長 長 戸 清

印

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字新井337番地4
株式会社いわみ道の駅
代表取締役 小 島 健一朗

印

岩美町立緑地管理中央センター指定管理者仮基本協定書

岩美町（以下「甲」という。）と株式会社いわみ道の駅（以下「乙」という。）とは、岩美町立緑地管理中央センターの管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美町立緑地管理中央センターの設置及び管理に関する条例（昭和62年岩美町条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う岩美町立緑地管理中央センターの管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定管理者指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び備品台帳によるものとする。
2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 基本協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。
2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 甲が管理業務実施の対価として乙に支払う指定管理料の管理期間における総額は708,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、法令改正により消費税及び地方消費税率に変更が生じた場合は、年度協定書で相当額を加減し契約する。
2 指定管理料の額を変更すべき特別な理由が生じた場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。
3 各年度の指定管理料の詳細については、年度協定で別途定める。

（事業計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために町長等が必要と認める事項

(利用料金)

第9条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において、甲と協議のうえ、甲の承認を得て定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第10条 乙は、管理物件に係る利用料金を乙の収入として収受することができる。

(施設の修繕等)

第11条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。ただし、年度協定に定める指定管理料のうちの修繕料の額を超える修繕の必要が生じた場合には、その修繕を行う必要の生じた事由を勘案し、甲乙協議のうえ費用負担の割合を定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第13条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第14条 本業務の実施にあたり、甲が加入しなければならない保険は次のとおりとする。

- (1) 火災保険
 - (2) 自然災害保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。
- (1) 施設損害賠償責任保険
 - (2) 第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認め

られるとき。

2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第16条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第18条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報保護)

第19条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例（平成15年岩美町条例第1号）並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第20条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第21条 この基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

なお、この協定について、甲が岩美町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町長 長戸 清

印

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字新井337番地4
株式会社いわみ道の駅
代表取締役 小島 健一朗

印

岩美町立陸上山村広場指定管理者仮協定書

岩美町（以下「甲」という。）と陸上自治会（以下「乙」という。）とは、岩美町立陸上山村広場の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美町立陸上山村広場施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年岩美町条例第20号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う岩美町立陸上山村広場の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、協定、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定管理者指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する管理業務仕様書によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 乙が行う管理業務は無料でこれを行う。

（事業計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（事業報告）

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために町長等が必要と認める事項

(施設の修繕等)

第9条 管理物件の維持補修、修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第11条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第12条 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。

- (1) 施設損害賠償責任保険
- (2) 第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。

2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第14条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第16条 乙は、協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報保護)

第17条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例（平成15年岩美町条例第1号）並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第18条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

なお、この協定について、甲が岩美町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって協定が成立したものとみなす。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町長 長 戸 清

印

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字陸上1030番地
陸上自治会
会 長 中 島 睦 郎

印

東漁村センター指定管理者仮協定書

岩美町（以下「甲」という。）と鳥取県漁業協同組合東支所（以下「乙」という。）とは、東漁村センターの管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東漁村センターの設置及び管理に関する条例（昭和61年岩美町条例第15号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う東漁村センターの管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、協定、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 乙が行う管理業務は無料でこれを行う。

（業務計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の業務計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（事業報告）

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況

- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実体を把握するために町長等が必要と認める事項

(施設の修繕等)

第9条 管理物件の維持補修、修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第11条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第12条 本業務の実施にあたり、乙が加入しなければならない保険は次のとおりとする。

- (1) 火災保険
 - (2) 自然災害保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。
- (1) 施設損害賠償責任保険
 - (2) 第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
 - (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
 - (3) その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。
- 2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第14条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第16条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例（平成15年岩美町条例第1号）並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第18条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

なお、この協定について、甲が町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町長 長 戸 清

印

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字大羽尾346番地37
鳥取県漁業協同組合東支所
支所長 元 部 繁 紀

印

岩美町立本庄共同作業所指定管理者仮協定書

岩美町（以下「甲」という。）と本庄第三農事実行組合（以下「乙」という。）とは、岩美町立本庄共同作業所の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美町立共同作業所の設置及び管理に関する条例（平成8年岩美町条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う岩美町立本庄共同作業所の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、協定、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定管理者指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する管理業務仕様書によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 本協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 乙が行う管理業務は無料でこれを行う。

（業務計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、翌年度の業務計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（事業報告）

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報

告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために町長等が必要と認める事項

(施設の修繕等)

第9条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第11条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第12条 本業務の実施にあたり、乙が加入しなければならない保険は次のとおりとする。

- (1) 火災保険
 - (2) 自然災害保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。
- (1) 施設損害賠償責任保険
 - (2) 第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一つに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は、管理業務の全部又は一部を停止させることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
 - (2) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
 - (3) その他、指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。
- 2 乙が、本協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、本協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第14条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第16条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、管理業務を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例（平成15年岩美町条例第1号）並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第18条 甲及び乙は、お互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

なお、この協定について、甲が岩美町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年2月25日

甲 岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町長 長戸清

印

乙 岩美郡岩美町大字本庄296番地
本庄第三農事実行組合
組合長 岡田純一

印

岩美町立恩志共同作業所指定管理者仮協定書

岩美町（以下「甲」という。）と二恩志部落（以下「乙」という。）とは、岩美町立恩志共同作業所の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美町立共同作業所の設置及び管理に関する条例（平成8年岩美町条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う岩美町立恩志共同作業所の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、協定、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定管理者指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する管理業務仕様書によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 本協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 乙が行う管理業務は無料でこれを行う。

（業務計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、翌年度の業務計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（事業報告）

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報

告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために町長等が必要と認める事項

(施設の修繕等)

第9条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第11条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第12条 本業務の実施にあたり、乙が加入しなければならない保険は次のとおりとする。

- (1) 火災保険
 - (2) 自然災害保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。
- (1) 施設損害賠償責任保険
 - (2) 第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一つに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は、管理業務の全部又は一部を停止させることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
 - (2) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
 - (3) その他、指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。
- 2 乙が、本協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、本協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第14条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第16条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、管理業務を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例（平成15年岩美町条例第1号）並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第18条 甲及び乙は、お互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

なお、この協定について、甲が岩美町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年2月25日

甲 岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町長 長 戸 清

印

乙 岩美郡岩美町大字恩志191番地
二恩志部落
区 長 山 本 幸 男

印

岩美町立恩志地区会館指定管理者仮協定書

岩美町（以下「甲」という。）と二恩志部落（以下「乙」という。）とは、岩美町立恩志地区会館の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美町立地区会館の設置及び管理に関する条例（平成8年岩美町条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う岩美町立恩志地区会館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、協定、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定管理者指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する管理業務仕様書によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 本協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 乙が行う管理業務は無料でこれを行う。

（業務計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、翌年度の業務計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（事業報告）

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報

告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために町長等が必要と認める事項

(施設の修繕等)

第9条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第11条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第12条 本業務の実施にあたり、乙が加入しなければならない保険は次のとおりとする。

- (1) 火災保険
 - (2) 自然災害保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。
- (1) 施設損害賠償責任保険
 - (2) 第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一つに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は、管理業務の全部又は一部を停止させることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
 - (2) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
 - (3) その他、指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。
- 2 乙が、本協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、本協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第14条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第16条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、管理業務を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例（平成15年岩美町条例第1号）並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第18条 甲及び乙は、お互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

なお、この協定について、甲が岩美町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年2月25日

甲 岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町長 長戸清

印

乙 岩美郡岩美町大字恩志191番地
二恩志部落
区長 山本幸男

印

岩美町立岩井スポーツ施設指定管理者仮基本協定書

岩美町教育委員会（以下「甲」という。）と岩井温泉区（以下「乙」という。）とは、岩美町立岩井スポーツ施設の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美町立岩井スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成4年岩美町条例第10号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う岩美町立岩井スポーツ施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定管理者指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び備品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 基本協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 甲が管理業務実施の対価として乙に支払う指定管理料の管理期間における総額は690,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、法令改正により消費税及び地方消費税率に変更が生じた場合は、年度協定書で相当額を加減し契約する。

2 指定管理料の額を変更すべき特別な理由が生じた場合には、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

3 各年度の指定管理料の詳細については、年度協定で別途定める。

（業務計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の業務計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実体を把握するために教育長等が必要と認める事項

(利用料金)

第9条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において、甲と協議のうえ、甲の承認を得て定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第10条 乙は、管理物件に係る利用料金を乙の収入として収受することができる。

(施設の修繕等)

第11条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。ただし、年度協定に定める指定管理料のうちの施設修繕料の額を超える修繕の必要が生じた場合については、その修繕を行う必要の生じた事由を勘案し、甲乙協議のうえ費用負担の割合を定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第13条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第14条 本業務の実施にあたり、次の保険は岩美町が一括加入するものとする。

- (1) 火災保険
 - (2) 自然災害保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。
- (1) 施設損害賠償責任保険
 - (2) 第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。

2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第16条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、別途甲が定める状態で管理物件を明け渡すことについて甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第18条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報保護)

第19条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例(平成15年岩美町条例第1号)並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第20条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。


(疑義等の決定)


第21条 この基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

なお、この協定について、甲が町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町教育委員会
教育長 大西泰博 

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字岩井557番地
岩井温泉区
区長 田中篤夫 

東地区社会体育施設指定管理者仮基本協定書

岩美町教育委員会（以下「甲」という。）と東地区自治会（以下「乙」という。）とは、東地区社会体育施設の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美町地区社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成4年岩美町条例第16号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う東地区社会体育施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定管理者指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び備品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 基本協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 甲が管理業務実施の対価として乙に支払う指定管理料の管理期間における総額は、1,460,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、法令改正により消費税及び地方消費税率に変更が生じた場合は、年度協定書で相当額を加減し契約する。

2 指定管理料の額を変更すべき特別な理由が生じた場合には、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

3 各年度の指定管理料の詳細については、年度協定で別途定める。

（業務計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の業務計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実体を把握するために教育長等が必要と認める事項

(利用料金)

第9条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において、甲と協議のうえ、甲の承認を得て定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第10条 乙は、管理物件に係る利用料金を乙の収入として収受することができる。

(施設の修繕等)

第11条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。ただし、年度協定に定める指定管理料のうちの施設修繕料の額を超える修繕の必要が生じた場合については、その修繕を行う必要の生じた事由を勘案し、甲乙協議のうえ費用負担の割合を定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第13条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第14条 本業務の実施にあたり、次の保険は岩美町が一括加入するものとする。

- (1) 火災保険
 - (2) 自然災害保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。
- (1) 施設損害賠償責任保険
 - (2) 第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第16条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、別途甲が定める状態で管理物件を明け渡すことについて甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第18条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報保護)

第19条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例(平成15年岩美町条例第1号)並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第20条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第21条 この基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

なお、この協定について、甲が町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町教育委員会
教育長 大西泰博 印

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字陸上1030番地
東地区自治会
会長 中島睦郎 印

田後地区社会体育施設指定管理者仮基本協定書

岩美町教育委員会（以下「甲」という。）と田後地区自治会（以下「乙」という。）とは、田後地区社会体育施設の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美町地区社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成4年岩美町条例第16号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う田後地区社会体育施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定管理者指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び備品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 基本協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 甲が管理業務実施の対価として乙に支払う指定管理料の管理期間における総額は、2,201,500円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、法令改正により消費税及び地方消費税率に変更が生じた場合は、年度協定書で相当額を加減し契約する。

2 指定管理料の額を変更すべき特別な理由が生じた場合には、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

3 各年度の指定管理料の詳細については、年度協定で別途定める。

（業務計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の業務計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実体を把握するために教育長等が必要と認める事項

(利用料金)

第9条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において、甲と協議のうえ、甲の承認を得て定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第10条 乙は、管理物件に係る利用料金を乙の収入として収受することができる。

(施設の修繕等)

第11条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。ただし、年度協定に定める指定管理料のうちの施設修繕料の額を超える修繕の必要が生じた場合については、その修繕を行う必要の生じた事由を勘案し、甲乙協議のうえ費用負担の割合を定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第13条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第14条 本業務の実施にあたり、次の保険は岩美町が一括加入するものとする。

- (1) 火災保険
 - (2) 自然災害保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。
- (1) 施設損害賠償責任保険
 - (2) 第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとして認められるとき。

2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第16条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、別途甲が定める状態で管理物件を明け渡すことについて甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第18条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報保護)

第19条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例(平成15年岩美町条例第1号)並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第20条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。


(疑義等の決定)


第21条 この基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

なお、この協定について、甲が町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町教育委員会
教育長 大西泰博 

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字田後219番地23
田後地区自治会
会長 福田照実 

網代地区社会体育施設指定管理者仮基本協定書

岩美町教育委員会（以下「甲」という。）と網代地区自治会（以下「乙」という。）とは、網代地区社会体育施設の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美町地区社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成4年岩美町条例第16号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う網代地区社会体育施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定管理者指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び備品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 基本協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 甲が管理業務実施の対価として乙に支払う指定管理料の管理期間における総額は、1,948,500円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、法令改正により消費税及び地方消費税率に変更が生じた場合は、年度協定書で相当額を加減し契約する。

2 指定管理料の額を変更すべき特別な理由が生じた場合には、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

3 各年度の指定管理料の詳細については、年度協定で別途定める。

（業務計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の業務計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実体を把握するために教育長等が必要と認める事項

(利用料金)

第9条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において、甲と協議のうえ、甲の承認を得て定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第10条 乙は、管理物件に係る利用料金を乙の収入として収受することができる。

(施設の修繕等)

第11条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。ただし、年度協定に定める指定管理料のうちの施設修繕料の額を超える修繕の必要が生じた場合については、その修繕を行う必要の生じた事由を勘案し、甲乙協議のうえ費用負担の割合を定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第13条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第14条 本業務の実施にあたり、次の保険は岩美町が一括加入するものとする。

- (1) 火災保険
 - (2) 自然災害保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。
- (1) 施設損害賠償責任保険
 - (2) 第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第16条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、別途甲が定める状態で管理物件を明け渡すことについて甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第18条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報保護)

第19条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例(平成15年岩美町条例第1号)並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第20条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。


(疑義等の決定)


第21条 この基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

なお、この協定について、甲が町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町教育委員会
教育長 大西 泰博 

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字網代81番地
網代地区自治会
会長 清水 博 

小田地区社会体育施設指定管理者仮基本協定書

岩美町教育委員会（以下「甲」という。）と小田地区自治会（以下「乙」という。）とは、小田地区社会体育施設の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美町地区社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成4年岩美町条例第16号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う小田地区社会体育施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定管理者指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び備品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 基本協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 甲が管理業務実施の対価として乙に支払う指定管理料の管理期間における総額は、2,498,500円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、法令改正により消費税及び地方消費税率に変更が生じた場合は、年度協定書で相当額を加減し契約する。

2 指定管理料の額を変更すべき特別な理由が生じた場合には、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

3 各年度の指定管理料の詳細については、年度協定で別途定める。

（業務計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の業務計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実体を把握するために教育長等が必要と認める事項

(利用料金)

第9条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において、甲と協議のうえ、甲の承認を得て定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第10条 乙は、管理物件に係る利用料金を乙の収入として収受することができる。

(施設の修繕等)

第11条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。ただし、年度協定に定める指定管理料のうちの施設修繕料の額を超える修繕の必要が生じた場合については、その修繕を行う必要の生じた事由を勘案し、甲乙協議のうえ費用負担の割合を定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第13条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第14条 本業務の実施にあたり、次の保険は岩美町が一括加入するものとする。

- (1) 火災保険
 - (2) 自然災害保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。
- (1) 施設損害賠償責任保険
 - (2) 第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第16条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、別途甲が定める状態で管理物件を明け渡すことについて甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第18条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報保護)

第19条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例(平成15年岩美町条例第1号)並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第20条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。


(疑義等の決定)


第21条 この基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

なお、この協定について、甲が町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町教育委員会
教育長 大西 泰博 

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字黒谷29番地3
小田地区自治会
会長 亀井 勲 

岩井地区社会体育施設指定管理者仮基本協定書

岩美町教育委員会（以下「甲」という。）と岩井地区自治会（以下「乙」という。）とは、岩井地区社会体育施設の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美町地区社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成4年岩美町条例第16号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う岩井地区社会体育施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定管理者指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び備品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 基本協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 甲が管理業務実施の対価として乙に支払う指定管理料の管理期間における総額は、2,388,500円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、法令改正により消費税及び地方消費税率に変更が生じた場合は、年度協定書で相当額を加減し契約する。

2 指定管理料の額を変更すべき特別な理由が生じた場合には、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

3 各年度の指定管理料の詳細については、年度協定で別途定める。

（業務計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の業務計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実体を把握するために教育長等が必要と認める事項

(利用料金)

第9条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において、甲と協議のうえ、甲の承認を得て定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第10条 乙は、管理物件に係る利用料金を乙の収入として収受することができる。

(施設の修繕等)

第11条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。ただし、年度協定に定める指定管理料のうちの施設修繕料の額を超える修繕の必要が生じた場合については、その修繕を行う必要の生じた事由を勘案し、甲乙協議のうえ費用負担の割合を定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第13条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第14条 本業務の実施にあたり、次の保険は岩美町が一括加入するものとする。

- (1) 火災保険
 - (2) 自然災害保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。
- (1) 施設損害賠償責任保険
 - (2) 第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと思われるとき。

2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第16条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、別途甲が定める状態で管理物件を明け渡すことについて甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第18条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報保護)

第19条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例(平成15年岩美町条例第1号)並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第20条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。


(疑義等の決定)


第21条 この基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

なお、この協定について、甲が町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町教育委員会
教育長 大西泰博 

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字長谷865番地
岩井地区自治会
会長 山崎洋二 

蒲生地区社会体育施設指定管理者仮基本協定書

岩美町教育委員会（以下「甲」という。）と蒲生地区自治会（以下「乙」という。）とは、蒲生地区社会体育施設の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美町地区社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成4年岩美町条例第16号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う蒲生地区社会体育施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定管理者指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び備品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 基本協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 甲が管理業務実施の対価として乙に支払う指定管理料の管理期間における総額は、2,493,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、法令改正により消費税及び地方消費税率に変更が生じた場合は、年度協定書で相当額を加減し契約する。

2 指定管理料の額を変更すべき特別な理由が生じた場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 各年度の指定管理料の詳細については、年度協定で別途定める。

（業務計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の業務計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実体を把握するために教育長等が必要と認める事項

(利用料金)

第9条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において、甲と協議のうえ、甲の承認を得て定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第10条 乙は、管理物件に係る利用料金を乙の収入として収受することができる。

(施設の修繕等)

第11条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。ただし、年度協定に定める指定管理料のうちの施設修繕料の額を超える修繕の必要が生じた場合については、その修繕を行う必要の生じた事由を勘案し、甲乙協議のうえ費用負担の割合を定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第13条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第14条 本業務の実施にあたり、次の保険は岩美町が一括加入するものとする。

- (1) 火災保険
 - (2) 自然災害保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。
- (1) 施設損害賠償責任保険
 - (2) 第三者賠償保険

(指定の取消し等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。

2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第16条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、別途甲が定める状態で管理物件を明け渡すことについて甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第18条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報保護)

第19条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例(平成15年岩美町条例第1号)並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第20条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。


(疑義等の決定)


第21条 この基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

なお、この協定について、甲が町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

令和8年2月25日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町教育委員会
教育長 大西泰博 

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字洗井1054番地
蒲生地区自治会
会長 平井和憲 

岩美町空家等の適切な管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、町内に所在する空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、適切な管理が行われない空家等の発生及び<u>放置された空家等による災害等</u>を未然に防止し、町民の良好な生活環境の保全並びに安全で安心なまちづくりを行うことを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p><u>(3) 管理不全空家等</u> そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空家等</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、周辺の防災、衛生、景観上等の町民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理に努めるとともに、<u>国、県又は町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第5条 町長は、<u>法第7条の規定に基づき</u>、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を策定する。</p> <p>2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 管理不全空家等に対する措置（法第13条第1項の規定による指導、同上第2項の規定による勧告をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(7) 特定空家等に対する措置（法第22条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定によ</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、町内に所在する空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、適切な管理が行われない空家等の発生_____を未然に防止し、町民の良好な生活環境の保全並びに安全で安心なまちづくりを行うことを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>_____</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、周辺の防災、衛生、景観上等の町民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理に努める<u>ものとする</u>_____。</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第5条 町長は、<u>法第6条の規定に基づき</u>、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を策定する。</p> <p>2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>_____</p> <p><u>(6) 特定空家等に対する措置（法第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命</u></p>

が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 町長は、法第13条第2項の規定に基づき、前条第2項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(命令)

第12条 町長は、法第22条第3項の規定に基づき、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 町長は、法第22条第4項の規定に基づき、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、法第22条第5項の規定に基づき、その交付を受けた日から5日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 町長は、法第22条第6項の規定に基づき、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行うものとする。

5 町長は、法第22条第7項の規定に基づき、前項の規定による意見の聴取を行う場合にお

が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(命令)

第12条 町長は、法第14条第3項の規定に基づき、前条_____の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 町長は、法第14条第4項の規定に基づき、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、法第14条第5項の規定に基づき、その交付を受けた日から5日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 町長は、法第14条第6項の規定に基づき、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行うものとする。

5 町長は、法第14条第7項の規定に基づき、前項の規定による意見の聴取を行う場合にお

いては、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを告示するものとする。

6 第4項に規定する者は、法第22条第8項の規定に基づき、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて法第22条第1項の助言若しくは指導又は法第22条第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、町長は、法第22条第10項の規定に基づき、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、町長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ告示するものとする。

8 町長は、法第22条第11項の規定に基づき、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置、町の広報誌及びホームページへの掲載等により、その旨を告示するものとする。

9 略

(公表)

第13条 町長は、法第22条第3項に規定する命令を受けた所有者等が、正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない所有者等の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 命令の対象である特定空家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

いては、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを告示するものとする。

6 第4項に規定する者は、法第14条第8項の規定に基づき、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第10条の助言若しくは指導又は第11条の勧告が行われるべき者を確知することができないため第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、町長は、法第14条第10項の規定に基づき、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、町長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ告示するものとする。

8 町長は、法第14条第11項の規定に基づき、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置、町の広報誌及びホームページへの掲載等により、その旨を告示するものとする。

9 略

(行政代執行)

第14条 略

2 町長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等、当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、法第22条第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

(関係機関との連携)

第15条 略

(助成措置)

第16条 町長は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため又は各種災害により被害が生じた又は見込まれるものであって緊急的又は予防的な除却を要する空家等の除却等に必要な費用に対し助成することができる。

(緊急安全措置)

第17条 町長は、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、これにより道路、広場その他公共の場所において、人の生命若しくは身体又は財産に対する重大な危害を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、所有者等の特定に時間を要する場合又は連絡がとれない場合に限り、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら行い、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 町長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を、当該空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該空家等の所有者等がすでにこれを知っているときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、緊急安全措置を講じた場合において、当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等又はその連絡先を確

(行政代執行)

第13条 略

(関係機関との連携)

第14条 略

(助成措置)

第15条 町長は、第10条の規定により助言または指導の対象となった特定空家等の所有者等が行う当該特定空家等の除却等に必要な費用に対し助成することができる。

知できないときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地及び緊急安全措置の内容を告示するものとする。

4 町長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、それに要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(委任)

第18条 略

(委任)

第16条 略

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定自然災害 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、町長が指定したものをいう。</p> <p>ア 県内において10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</p> <p>イ 町内において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</p> <p>ウ 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害</p> <p>(2) 居宅 指定自然災害が発生した日(以下「発生日」という。)の前日においてその所有者、所有者の3親等以内の親族、賃借人その他これに準ずる者として町長が別に定めるものが生活の本拠としていた住宅をいう。</p> <p>(3) 全壊世帯 指定自然災害(法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。)により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 当該指定自然災害によりその居宅が全壊した世帯</p> <p>イ 当該指定自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>ウ 当該指定自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「指定自然災害」とは、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する自然災害のうち、当該災害により県内で10戸以上の住宅が全壊したもののその他被災地域の崩壊を招くとともに岩美町の財政を著しく圧迫するおそれのある重大な被害が生じたもので岩美町長が指定したものをいう。</p>

(4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号二に規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。

(5) 半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の床面積の延べ床面積に対する割合又は町長が別に定めるところにより算定した損壊に係る割合（以下「被害割合」という。）が20パーセント以上のもの（前2号に掲げる世帯を除く。）をいう。

(6) 一部損壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の被害割合が10パーセント以上のもの（前3号に掲げる世帯を除く。）をいう。

2 前項第1号アからウまでの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる世帯は、それぞれ当該各号の定める数をもって、住宅が全壊した1の世帯とみなす。

(1) 住宅の被害割合が20パーセント以上である世帯（住宅が全壊したもの及び次号に掲げるものを除く。） 2

(2) 住宅が床上に達する浸水又は土砂の堆積等による一時的に居住することができない状態となった世帯 3

(給付金の交付)

第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情により、給付金の対象となる者が同項各号に規定する期間内に交付の申請又は事業の完了をすることができないと認めるときは、県知事に協議の上、その期間を延長することができる。

(削除)

(雑則)

第4条 略

(給付金の交付)

第3条 略

(追加)

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表の右欄に掲げる交付額以下とする。

(雑則)

第5条 略

別表(第3条関係)

対象事業	完了 期間	対象者	申請 期間	交付額
(1)～(7)略				
(8)一部損壊 世帯の居 宅の補修	2年	一部 損壊 世帯 の世 帯主 又は 当該 居宅 の所 有者 (町長 が別 に定 める もの に限 る。)	1年	補修に要する 経費(30万円 (災害救助法(昭 和22年法律第 118号)第4条 第1項第7号の 被災した住宅 の応急修理(以 下「住宅の応 急修理」とい う。))を受ける ことができる 場合にあつて は、30万円か ら当該住宅の 応急修理のた めに支出され るべき費用の 額を控除した 額)を限度とす る。)
(9)～(10)略				

別表(第3条、第4条関係)

対象事業	完了 期間	対象者	申請 期間	交付額
(1)～(7)略				
(8)一部損壊 世帯の居 宅の補修	2年	一部 損壊 世帯 の世 帯主 又は 当該 居宅 の所 有者 (町長 が別 に定 める もの に限 る。)	1年	補修に要する 経費(30万円 (災害救助法(昭 和22年法律第 118号)第4条 第1項第6号の 被災した住宅 の応急修理(以 下「住宅の応 急修理」とい う。))を受ける ことができる 場合にあつて は、30万円か ら当該住宅の 応急修理のた めに支出され るべき費用の 額を控除した 額)を限度とす る。)
(9)～(10)略				

いわみ暮らしおためし住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 おためし住宅を使用できる者は、次に掲げる各号のすべてを満たす者でなければならない。<u>ただし、おためし地域おこし協力隊及び地域おこし協力隊インターンとして本町に滞在する者については、各号の規定にかかわらず使用できるものとする。</u></p> <p>(1) _____ _____本町への移住を希望している者であること。</p> <p>(2) 鳥取県外に住所を有する者で _____ _____あること。 _____</p> <p>(3) 転勤、<u>婚姻</u>等による転入予定者でないこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>(使用期間)</p> <p>第6条 おためし住宅の使用期間は7日以上3月以内とする。<u>ただし、おためし地域おこし協力隊及び地域おこし協力隊インターンについては、7日未満であっても使用できるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表（第7条関係）</p>			<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 おためし住宅を使用できる者は、次に掲げる各号のすべてを満たす者でなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) <u>夫婦、親子等（以下「家族」という。）</u> <u>で本町への移住を希望している者であること。</u></p> <p>(2) 鳥取県外に住所を有する者であって、<u>現に同居する家族で使用予定であること。</u><u>ただし、就職活動、住宅探し又は家族の都合により単身でおためし住宅を使用しようとする場合はこの限りでない。</u></p> <p>(3) 転勤 _____ 等による転入予定者でないこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>(使用期間)</p> <p>第6条 おためし住宅の使用期間は7日以上3月以内とする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 略</p> <p>別表（第7条関係）</p>		
期間	住宅使用料	摘要	期間	住宅使用料	摘要
1月	25,000円	1月以上の賃借期間に1月未満の端数があるときは、端数に1日当たり1,000円を加算する。	1月	25,000円	1月以上の賃借期間に1月未満の端数があるときは、端数に1日当たり1,000円を加算する。

7日 以内	10,000円	賃借期間が8日以上1月未満のときは、1日当たり1,000円を加算する。ただし、加算後の住宅使用料の額が25,000円を超えるときは、25,000円を上限とする。	7日	10,000円	賃借期間が8日以上1月未満のときは、1日当たり1,000円を加算する。
----------	---------	--	----	---------	-------------------------------------

岩美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前				
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u> _____ に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>				
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p>				
<p>第18条 略</p>	<p>第18条 略</p>				
<p><u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p>	<p><u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 1444 513 1646">児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td> <td data-bbox="513 1444 794 1646">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1646 513 1780">乳幼児に対する健康診査</td> <td data-bbox="513 1646 794 1780">利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				
<p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p>				
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>				
<p>第24条 略</p>	<p>第24条 略</p>				
<p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1</p>	<p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1</p>				

号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある家庭的保育事業所等にあつては、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2) 略

3 略

号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士_____

_____又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2) 略

3 略

岩美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10各号</u> _____ に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

岩美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号_____ _____ _____に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

岩美町犯罪被害者等支援条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>(適用期限)</u></p> <p><u>3 第7条の規定は、令和8年3月31日までに発生した犯罪等による犯罪被害者等について適用する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p>

岩美町敬老祝金支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 支給対象者は、毎年<u>9月15日</u>現在で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住所を岩美町に有し、<u>その年度の4月1日から3月31日までの間に100歳の誕生日を迎える者又は最高齢の男女とする。</u></p> <p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条に掲げる<u>100歳を迎える者</u> 10,000円</p> <p>(2) 前条に掲げる<u>最高齢を迎える男女（ただし、前項に掲げる者は除く。）</u> 5,000円</p> <p>(支給の時期)</p> <p>第4条 祝金は、毎年9月<u>15日以降速やかに</u>支給する。</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 支給対象者は、毎年<u>8月15日</u>現在で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住所を岩美町に有し、<u>翌年の1月1日から12月31日までの間に88歳又は99歳を迎える者とする。</u></p> <p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条に掲げる<u>88歳を迎える者</u> 10,000円</p> <p>(2) 前条に掲げる<u>99歳を迎える者</u> 50,000円</p> <p>(支給の時期)</p> <p>第4条 祝金は、毎年9月_____に支給する。</p>

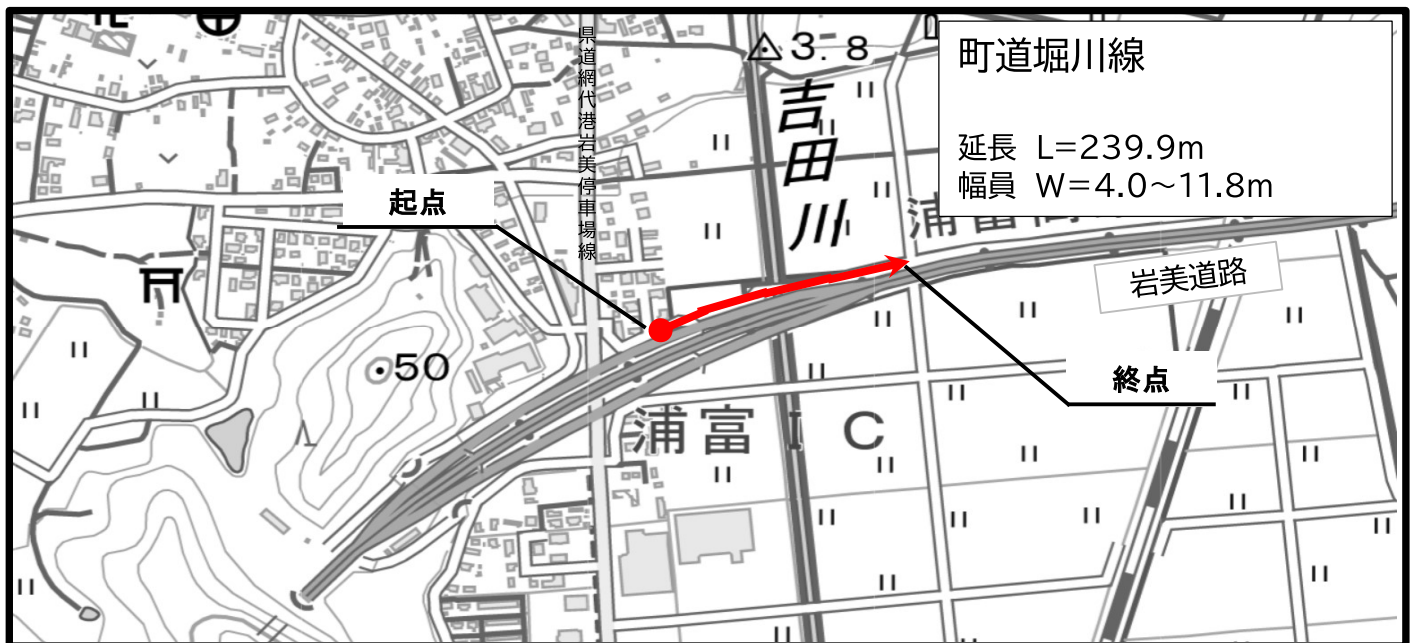
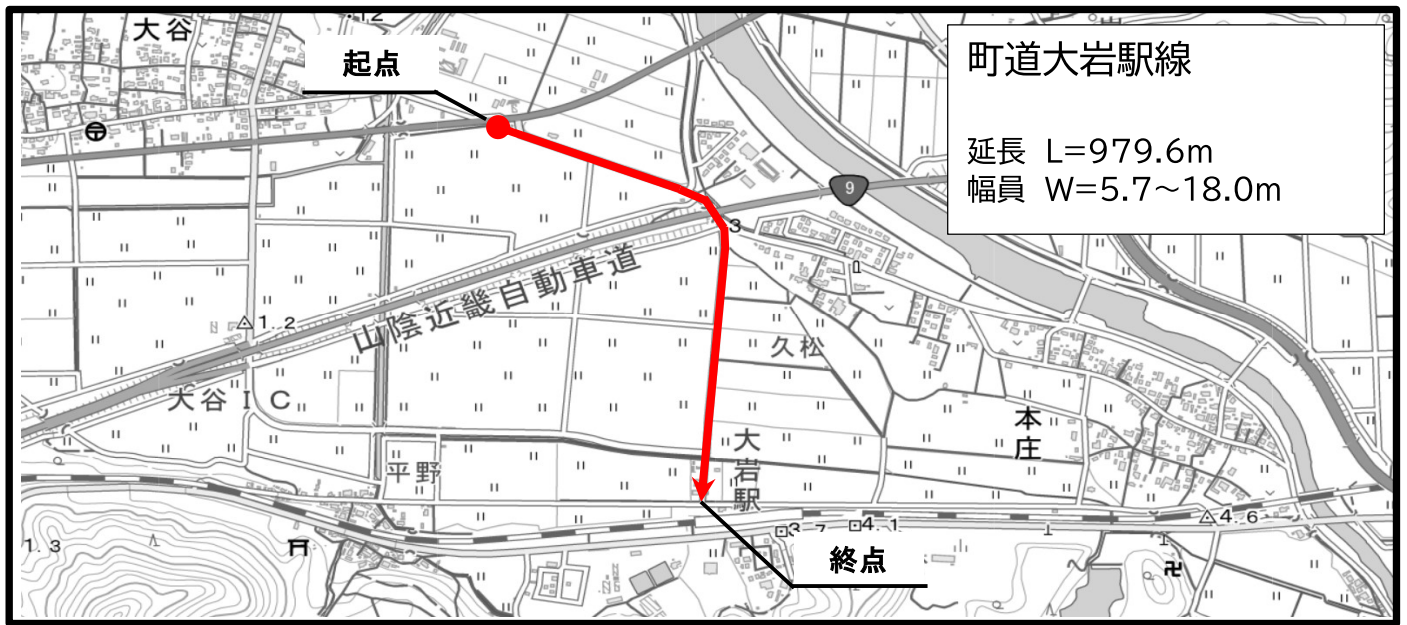
岩美町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第15条 略</p> <p>附 則（令和6年3月15日条例第7号）</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p><u>（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）</u></p> <p><u>第3条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされたもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされたことにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第2条1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により減免する保険料の額は、当該第1号被保険者について決定された令和8年度分の保険料に係る保険料段階の保険料率により算定した保険料の額と令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額との差額に相当する額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u></p>	<p>第1条～第15条 略</p> <p>附 則（令和6年3月15日条例第7号）</p> <p>第1条～第2条 略</p>

岩美町奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(積み立て)</p> <p>第2条 <u>基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第7条 <u>町長は、財政上特に必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、<u>基金の運用を妨げない限度において、基金に属する現金の一部を処分することができる。</u></u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(積み立て)</p> <p>第2条 <u>毎年度基金として積み立てる金額は、10万円以上とする</u>_____。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>

町道認定路線図



令和8年度 一般会計費目別予算の内訳

【単位：千円、％】

地方譲与税	61,800 (0.7)	自動車税環境性能割交付金	1,200 (0.0)
利子割交付金	2,500 (0.0)	地方特例交付金	16,000 (0.2)
配当割交付金	10,000 (0.1)	地方消費税交付金	309,500 (3.8)
株式等譲渡所得割交付金	13,000 (0.2)	交通安全対策特別交付金	500 (0.0)
法人事業税交付金	14,700 (0.2)	小計	429,500 (5.2)
ゴルフ場利用税交付金	300 (0.0)		

分担金及び負担金
435 (0.0%)

町税
1,091,040 (13.4%)

自主財源
(22.5%)

歳入
8,160,000

依存財源
(77.5%)

地方交付税
3,810,000 (46.7%)

国庫支出金
840,704 (10.3%)

県支出金
807,373 (9.9%)

町債
439,100 (5.4%)

予備費
2,000 (0.0%)

公債費
732,975 (9.0%)

教育費
675,957 (8.3%)

土木費
745,494 (9.1%)

商工費
258,499 (3.2%)

農林水産業費
366,447 (4.4%)

災害復旧費
1,000 (0.0%)

消防費
315,126 (3.9%)

歳出
8,160,000

民生費
2,681,367 (32.9%)

衛生費
886,280 (10.9%)

総務費
1,400,850 (17.1%)

議会費
94,005 (1.2%)

諸収入	46,757 (0.6)
財産収入	57,185 (0.7)
繰入金	409,947 (5.0)
使用料及び手数料	74,743 (0.9)
寄附金	153,215 (1.9)
繰越金	1 (0.0)
小計	741,848 (9.1)

令和8年度 一般会計性質別構成図

【単位：％】

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、法人事業税交付金、
ゴルフ場利用税交付金、株式等譲渡所得割交付金、
自動車税環境性能割交付金、地方消費税交付金、
地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

諸収入、財産収入
繰入金、使用料及び手数料
寄附金、繰越金

分担金及び負担金
(0.0)

令和8年度		依存財源 (77.5)			
自主財源 (22.5)		地方交付税 (46.7)	国庫支出金 (10.3)	県支出金 (9.9)	町債 (5.4) (5.2)
町税 (13.4)	(9.1)				
町税 (13.3)	(8.7)	地方交付税 (45.2)	国庫支出金 (12.1)	県支出金 (9.3)	町債 (6.6) (4.8)
自主財源 (22.0)	(0.0)	依存財源 (78.0)			

令和8年度		投資的経費			その他	
人件費 (23.6)	(12.0)	扶助費 (9.0)	公債費 (7.9)	(47.5)		
(23.0)	(13.6)	(9.6)	(8.8)	(45.0)		
人件費	扶助費	公債費	その他	その他		

投資的経費

歳入歳出予算構成表

令和8年度 一般会計

(単位：千円、%)

歳入		歳出					
科	目	予算額	構成比	科	目	予算額	構成比
1	町税	1,091,040	13.4	1	議会費	94,005	1.2
2	地方譲与税	61,800	0.7	2	総務費	1,400,850	17.1
3	利子割交付金	2,500	0.0	3	民生費	2,681,367	32.9
4	配当割交付金	10,000	0.1	4	衛生費	886,280	10.9
5	株式等譲渡所得割交付金	13,000	0.2	5	農林水産業費	366,447	4.4
6	法人事業税交付金	14,700	0.2	6	商工費	258,499	3.2
7	地方消費税交付金	309,500	3.8	7	土木費	745,494	9.1
8	ゴルフ場利用税交付金	300	0.0	8	消防費	315,126	3.9
9	自動車税環境性能割交付金	1,200	0.0	9	教育費	675,957	8.3
10	地方特例交付金	16,000	0.2	10	災害復旧費	1,000	0.0
11	地方交付税	3,810,000	46.7	11	公債費	732,975	9.0
12	交通安全対策特別交付金	500	0.0	12	予備費	2,000	0.0
13	分担金及び負担金	435	0.0				
14	使用料及び手数料	74,743	0.9				
15	国庫支出金	840,704	10.3				
16	県支出金	807,373	9.9				
17	財産収入	57,185	0.7				
18	寄附金	153,215	1.9				
19	繰入金	409,947	5.0				
20	繰越金	1	0.0				
21	諸収入	46,757	0.6				
22	町債	439,100	5.4				
	合計	8,160,000	100.0		合計	8,160,000	100.0

予 算 寄 附 金 明 細 書

令和8年度 一般会計

(単位：千円)

事 業 名	当初予算額	計	説 明
鳥取県市町村職員互助会公益目的財産寄附金	100	100	人口割
街路灯維持管理事業	1,743	1,743	修繕 2,814千円×50/100 新設 569千円×50/100 209千円×25/100
町道新設改良事業	1,372	1,372	事業費 1,000千円×30/100 3,000千円×30/100 2,300千円×7.5/100
ふるさと岩美まちづくり寄附金	150,000	150,000	ふるさと納税 5,500件
合 計	153,215	153,215	

予 算 投 資 的 事 業

令和8年度 一般会計
普通建設事業費

補助事業費

(単位:千円)

区 分	当 初 予 算 額	計	財 源 内 訳				補 助 基 本 額	補 助 率	備 考
			国 支 出 金	地 方 債	分 担 金	其 他 の 特 定 財 源			
児童センター整備事業	217,347	217,347	国 14,317	163,600			14,317	国基準額 の上限	本體工事等
合併処理浄化槽設置整備事業	2,793	2,793	国 744 県 809				国 2,232 県 1,618	1/3 1/2	合併処理浄化槽設置補助 3基
町行造林事業	1,400	1,400	県 791				931	8.5/10	間伐 5ha
町道新設改良事業	238,614	238,614	国 142,093	77,700			46,400 68,000 120,800	5.65/10 6.0/10 6.215/10	測量設計、側溝改良、橋梁修繕等
町営住宅環境改善事業	6,171	6,171	国 3,085				6,171	1/2	感震ブレーカー取付工事
計	466,325	466,325	国 160,239 県 1,600	241,300			63,186		

普通建設事業費

単独事業費

(単位:千円)

区	分	当初 予算額	計	財源				内訳		補助率	備考		
				国 支 出 金	地 方 債	分 担 寄 附	金 担 金 附	その 他の 特定 財源	一 般 財 源				
	情報通信施設管理運営事業	20,173	20,173					諸	1,151	19,022	電柱支障移転対応工事、ケーブルテレビ等引込工事		
	大岩保育所空調設備改修事業	2,200	2,200		2,200						空調設備更新		
	農業用機械等整備支援事業	9,466	9,466	県	6,310					3,156	20,182	1/3	田植機、コンバイン等整備補助
	単町耕地事業	700	700	県	350			繰	350		700	1/2	農道修繕、水路改良
	陸上養殖推進事業	8,644	8,644	県	5,762					2,882			養殖場(大谷)の冷却用井戸設置及び配管工支援
	東漁港浚渫事業	8,368	8,368	県	4,925					3,443	8,367 2,969	1/2 1/4	漁港浚渫
	町道維持管理事業	500	500					繰	300	200			カーブミラー、区画線等設置
	町道新設改良事業	6,740	6,740			寄	1,372			5,368			道路改良、消雪取水施設改良、側溝改良等
	町道陸上中央線改良事業	84,000	84,000		84,000								落石防護柵等設置、斜面掘削等
	消防施設の維持管理及び充足	1,500	1,500							1,500			消火栓移設工事 1件
	消防ポンプ積載車購入事業	12,341	12,341		12,200					141			消防ポンプ積載車更新 2台
	災害応急復旧事業	2,300	2,300	県	400					1,900	800	1/2	
	本庄地区公民館整備事業	1,500	1,500							1,500			改築工事実施設計
	岩井コミュニケーションセンター整備事業	3,000	3,000							3,000			ケーブルテレビ引込工事等
	学校給食共同調理場改修事業費	4,648	4,648		4,600					48			調理室床修繕工事
	計	166,080	166,080	県	17,747	寄	1,372	諸	1,151	42,160			
								繰	650				

各種団体に対する負担金補助金調

(町内組織団体に対するもの)

(単位：千円)

負担金・補助金の名称	令和8年度当初予算額				7年度予算額
	予算額	財源内訳		基礎	
		特定財源	一般財源		
岩美町交通安全協会広報車維持負担金	181		181	定額	181
岩美町交通安全対策協議会交付金	928		928	定額	928
岩美町交通安全指導員会交付金	63		63	定額	63
岩美町交通安全母の会交付金	200		200	定額	200
海上保安協議会負担金	30		30	定額	30
鳥取地区防犯協議会負担金	140		140	定額	140
岩美安全・安心まちづくり推進協議会補助金	100		100	定額	100
区長等活動費交付金	600		600	組織数割	600
自治組織育成交付金	4,190		4,190	世帯数割、均等割	4,220
岩美町更生保護司会交付金	47		47	定額	47
岩美町更生保護女性会補助金	38		38	定額	38
岩美町障がい者歯科診療所運営支援事業費補助金	34		34	一般運営費	33
岩美町民生児童委員協議会活動費補助金	2,233		2,233	一般活動費	1,400
岩美町社会福祉協議会活動費補助金	11,960		11,960	一般活動費等	11,335
障がい者・家族等活動支援補助金	100		100	団体数割	100
岩美町老人クラブ連合会活動費補助金	1,239		1,239	一般活動費等	1,458
老人クラブ(単位クラブ)活動費補助金	912		912	クラブ数割	1,077
部落解放同盟恩志支部活動費補助金	1,800		1,800	定額	1,832

各種団体に対する負担金補助金調

(町内組織団体に対するもの)

(単位：千円)

負担金・補助金の名称	令和8年度当初予算額				7年度予算額
	予算額	財源内訳		算出基礎	
		特定財源	一般財源		
地域組織活動育成費補助金	180		180	組織数割	358
岩美町農業再生協議会補助金	143		143	一般活動費等	143
土地改良区合同事務運営費補助金	192		192	人件費	192
岩美町水産振興対策協議会補助金	250		250	定額	250
岩美町商工振興促進事業補助金	6,000		6,000	定額	5,000
岩美町シルバークンセンタ－運営費補助金	6,500		6,500	補助対象経費×1/2以内	6,800
岩美町観光協会補助金	9,282		9,282	定額	8,741
国立公園美化清掃負担金	1,000		1,000	定額	1,000
岩美ライフセービングクラブ活動費補助金	250		250	定額	250
岩美町教育研究会補助金	850		850	定額	850
中学校対外競技等参加事業費補助金	2,517		2,517	費用弁償補助	2,834
岩美町人権教育推進協議会活動助成費補助金	1,735		1,735	一般活動費等	1,775
岩美町青少年育成協議会活動費補助金	1,680		1,680	定額	1,600
岩美町連合婦人会活動助成費補助金	250		250	定額	250
岩美町小中学校PTA連合会活動助成費補助金	50		50	定額	50
岩美町体育会活動費補助金	2,100		2,100	定額	2,100
合計	57,774	0	57,774		55,975

各種団体に対する負担金補助金調

(町外組織団体に対するもの)

(単位：千円)

負担金・補助金の名称	令和8年度当初予算額				7年度予算額
	予算額	財源内訳		算出基礎	
		特定財源	一般財源		
県議長会負担金	1,791		1,791	平等割、人口割、議員割	1,786
東部町議会議長会負担金	110		110	平等割、人口割、議員割	110
県町村会負担金	462		462	平等割、人口割	462
東部町長会負担金	3,079		3,079	均等割、人口割	3,024
東部危険物保安協会負担金	4		4	定額	4
県行政不服審査会負担金	384		384	定額、実績額	363
県市町村法令外負担金等審査会負担金	5		5	定額	5
県交通安全協会鳥取地区負担金	35		35	所有台数割	35
鳥取安全運転運行管理者協議会負担金	20		20	人数割	20
小さくても輝く自治体フォーラム会費	20		20	定額	20
(財)地域活性化センター会費	70		70	町村割	70
鳥取県地域振興対策協議会負担金 (過疎地域振興部会)	205		205	均等割、過疎債割	199
(財)地方公共団体情報システム機構負担金	45		45	定額	45
国際定期利用促進協議会負担金	36		36	町村割	36
鳥取空港の利用を促進する懇話会負担金	10		10	定額	10
鳥取空港の利用を促進する懇話会特別負担金 (東京便)	50		50	定額	50
山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村協議会負担金	20		20	定額	20

各種団体に対する負担金補助金調

(町外組織団体に対するもの)

(単位：千円)

負担金・補助金の名称	令和8年度当初予算額				7年度予算額	
	予算額	財源内訳		算出基礎		
		特定財源	一般財源			
県東部地域鉄道利用促進実行委員会負担金	500		500	500	定額	500
武蔵野市友好都市協議会負担金	100		100	100	定額	100
県水難救済会会費	10		10	10	定額	10
県防犯連合会費助金	10		10	10	定額	10
防衛協会負担金	6		6	6	定額	6
(財) 資産評価システム研究センター会費	45		45	45	定額	45
地方税共同機構負担金	1,358		1,358	1,358	均等割、税收割、納税義務者割	1,085
鳥取県市町村税務協議会負担金	490		490	490	町村割	465
コンビニ交付証明センター運営負担金	691		691	691	定額	691
県明るい選挙推進協議会連合会負担金	3		3	3	町村割	3
県町村監査委員協議会分担金	110		110	110	平等割	120
鳥取保護区保護司会負担金	88		88	88	均等割、人数割	88
東部心身障害児(者)育成会負担金	46		46	46	人数割	43
とっとり被害者支援センター負担金	32		32	32	人口割	32
犯罪被害者支援基金負担金	439		439	439	人口割	0
部落解放・人権政策要求鳥取県実行委員会負担金	24		24	24	町村割	24
県人権文化センター負担金	166		166	166	人口割	152

各種団体に対する負担金補助金調

(町外組織団体に対するもの)

(単位：千円)

負担金・補助金の名称	令和8年度当初予算額				7年度予算額
	予算額	財源内訳		算出基礎	
		特定財源	一般財源		
県隣保館連絡協議会負担金	70		70	施設割	70
東部地区隣保館連絡協議会負担金	7		7	定額	7
県人権擁護委員協議会負担金	115		115	人数割	115
県人権保育連絡会負担金	19		19	自治体割、保育所割	19
全国保育協議会分担金	21		21	保育所割	15
児童館連絡協議会負担金	50		50	町村割、施設割	50
自治体病院開設者協議会負担金	23		23	定額	47
県浄化槽推進市町村協議会負担金	7		7	定額、実績割	7
県農業会議拠出金	96		96	均等割、農家戸数割、耕地面積割	96
県農業委員会会長協議会負担金	7		7	定額	7
県農業委員会女性協議会負担金	5		5	人数割	10
県地域振興対策協議会負担金 (山村振興関係部会)	68		68	平等割、林野面積割、山村振興割、全国連盟割	68
県畜産推進機構会費	11		11	平等割	11
鳥取地区農業士会活動助成金	30		30	人数割	30
県土地改良事業団体連合会負担金	17		17	定額	17
鳥取県農業農村整備事業推進協議会費	24		24	定額	24
東部土地改良事業推進協議会負担金	10		10	町村割	10

各種団体に対する負担金補助金調

(町外組織団体に対するもの)

(単位：千円)

負担金・補助金の名称	令和8年度当初予算額				7年度予算額
	予算額	財源内訳		算出基礎	
		特定財源	一般財源		
いなばのジビエ推進協議会負担金	50		50	50	50
鳥取県治山林道協会負担金	29		29	29	37
県緑化推進委員会会費	18		18	18	18
県港湾・漁港協会負担金(漁港分)	168		168	168	170
県地域振興対策協議会負担金 (水産業振興部会)	75		75	75	75
鳥取港振興会費	10		10	10	10
鳥取県シルバークンセンター連合会賛助会費	10		10	10	10
日本の森・滝・渚全国協議会負担金	30		30	30	30
県観光連盟会費	544		544	544	544
山陰観光連盟会費	72		72	72	72
県地域振興対策協議会負担金 (観光振興部会)	23		23	23	23
鳥取自動車道活性化協議会負担金	48		48	48	48
自転車を活用したまちづくりを推進する市町村長の 会費	10		10	10	10
とっとりコンベンションビューロー補助金	100		100	100	100
(一社)麒麟のまち観光局(DMO)負担金	1,986		1,986	1,986	1,777
鳥取因幡バス負担金	189		189	189	204
鳥取すごい！ライド負担金	125		125	125	125

各種団体に対する負担金補助金調

(町外組織団体に対するもの)

(単位：千円)

負担金・補助金の名称	令和8年度当初予算額				7年度予算額
	予算額	財源内訳		算出基礎	
		特定財源	一般財源		
日本遺産「麒麟のまち」推進協議会負担金	520	235	285	定額	520
浦富海岸・鳥取砂丘エリア観光二次交通運行協議会負担金	400		400	均等割	400
山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金	2,106		2,106	均等割、人口割、面積割、海岸延長割	2,106
全国治水砂防協会鳥取県支部年会費	30		30	定額	30
鳥取県道路利用者会議市町村分担金	13		13	定額	13
国道9号整備・山陰自動車道路建設促進鳥取県期成会負担金	28		28	定額	28
鳥取道整備推進協議会負担金	8		8	定額	8
中国国道協会費	30		30	定額	30
日本道路協会費	30		30	定額	30
道路整備促進期成同盟会鳥取県地方協議会負担金	27		27	均等割、事業費割	31
鳥取豊岡宮津自動車道整備推進協議会負担金	40		40	定額	40
中国「道の駅」連絡会費	40		40	定額	40
全国「道の駅」連絡会費	20		20	定額	20
県国土調査推進協議会負担金	134		134	均等割、事業費割	113
県消防協会各町村分担金	244		244	均等割、世帯割	231
東部地区消防協会負担金	327		327	均等割、世帯割	325
岩美消防署管内消防連絡協議会負担金	170		170	定額	170

各種団体に対する負担金補助金調

(町外組織団体に対するもの)

(単位：千円)

負担金・補助金の名称	令和8年度当初予算額				7年度予算額
	予算額	財源内訳		算出基礎	
		特定財源	一般財源		
市町村教育委員会研究協議会負担金	20		20	人口割、教委割	20
東部地区租税教育推進協議会負担金	7		7	定額	8
学校図書館協議会負担金	6		6	学校割	6
町村教育長会負担金	15		15	定額	15
郡学校保健会負担金	23		23	学校割、児童生徒数割	23
鳥取県中学校文化連盟負担金	4		4	学級数割	4
東部地区中学校体育連盟郡負担金	6		6	定額	6
自治体国際化協会負担金	840		840	人員割	736
県社会教育協議会負担金	7		7	7均等割、人口割、公民館数割、社会教育委員割	7
県社会教育委員連絡協議会費	10		10	定額	10
県公民館連合会負担金	20		20	公民館数割	20
県図書館協会負担金	5		5	定額	5
県スポーツ推進委員協議会負担金	26		26	定額	26
全国スポーツ推進委員連合会費	9		9	定額	9
合計	19,696	235	19,461		18,569

令和8年度 後期高齢者医療特別会計参考資料

1. 被保険者の状況(12月1日現在)

(単位:人)

	R8年度当初 A	R7年度当初 B	比較 A - B
被保険者数	2,286	2,240	46

2. 令和8年度後期高齢者医療特別会計当初予算(案)

(1)歳入

(単位:千円)

	R8年度当初 A	R7年度当初 B	比較 A - B	備 考 ※()は前年値
後期高齢者医療保険料	169,428	140,814	28,614	一人あたり 74,115円/人 (62,863円/人)
特別徴収	143,929	110,039	33,890	該当者 2,057人 (1,978人)
普通徴収	25,399	30,675	△ 5,276	該当者 229人 (262人)
過年度分	100	100	0	該当者 6人 (14人)
使用料及び手数料	7	7	0	
広域連合委託金	4,397	4,281	116	健康診査に係る広域連合からの委託金
一般会計繰入金	62,030	53,341	8,689	
保険基盤安定	58,519	50,577	7,942	保険料軽減分
健康診査推進費	427	415	12	健康診査に係る自己負担分助成
その他事務費	3,084	2,349	735	
繰越金	1	1	0	
諸収入	203	203	0	
計	236,066	198,647	37,419	

(2)歳出

(単位:千円)

	R8年度当初 A	R7年度当初 B	比較 A - B	備 考
一般管理費	7,917	7,054	863	
健康診査推進費	427	415	12	健康診査に係る自己負担分助成
健康診査委託料	4,275	4,160	115	健康診査に係る医療機関への委託料 健診受診予定者 573人 (560/人) 一人あたり経費 7,461円/人 (7,429円/人)
その他事務費	3,215	2,479	736	
広域連合納付金	227,948	191,392	36,556	
保険料	169,429	140,815	28,614	
保険基盤安定	58,519	50,577	7,942	
諸支出金	201	201	0	
計	236,066	198,647	37,419	

令和8年度 国民健康保険特別会計参考資料

1. 国保被保険者数の状況(12月1日現在) (単位:人)

	R8年度当初予算 A	R7年度当初予算 B	比較 A-B
被保険者数	2,154	2,277	△ 123
被保険者世帯数	1,484	1,515	△ 31
介護保険被保険者数	579	593	△ 14

2. 医療費

	R8年度当初予算				R7年度当初予算			R7年度決算見込		
	総額 千円	月当り 千円	一人当り 円	一人当り伸び率 対当初比 %	総額 千円	月当り 千円	一人当り 円	総額 千円	月当り 千円	一人当り 円
療養給付費	840,000	70,000	389,972	102.8	864,000	72,000	379,447	849,915	70,826	394,575
療養費	3,720	310	1,727	156.0	2,520	210	1,107	2,776	231	1,289
高額療養費	156,000	13,000	72,423	98.2	168,000	14,000	73,781	154,172	12,848	71,575
合計	999,720	83,310	464,123	102.2	1,034,520	86,210	454,335	1,006,863	83,905	467,439

3. 国保事業費納付金

	R8年度			R7年度
	予算額 円	前年度対比		予算額 円
		円	%	
鳥取県全体	12,986,463,474	616,748,596	105.0	12,369,714,878
岩美町	275,646,453	11,830,801	104.5	263,815,652
医療給付費分	183,762,690	7,325,694	104.2	176,436,996
後期支援金分	66,404,523	△ 1,871,221	97.3	68,275,744
介護納付金分	19,021,469	△ 81,443	99.6	19,102,912
子ども支援納付金分	6,457,771	—	—	—

4. 国民健康保険税

	R8年度当初予算	対前年度	R7年度当初予算
医療給付費分	55,508円	11,582円	43,926円
後期支援金分	24,034円	2,044円	21,990円
介護納付金分	26,103円	1,188円	24,915円
子ども支援納付金分	2,337円	—	—
合計	107,982円	17,151円	90,831円
基金繰入(激変緩和)	—	—	5,562千円
基金繰入(税軽減)	3,000千円	0千円	3,000千円

5. 国民健康保険積立基金について(基金残高の見込み)

年度	前年度決算剰余金積立	利子積立	基金取り崩し	年度末残高
令和6年度	—	—	—	180,205,345円
令和7年度	13,177,246円	789,000円	△ 37,029,000円	157,142,591円
令和8年度	327,093円	1,360,000円	△ 32,001,000円	126,828,684円

令和8年度国民健康保険特別会計予算(案) 前年度対比表

(単位:千円)

歳 入				歳 出			
科 目	令和8年度 当初予算額 A	R7年度 当初予算額 B	比 較 A-B	科 目	令和8年度 当初予算額 A	R7年度 当初予算額 B	比 較 A-B
一般被保険者保険税	114,682	163,773	△ 49,091	総務費	16,823	10,421	6,402
医療給付費分現年課税分	55,508	95,019	△ 39,511	保険給付費	1,006,174	1,041,500	△ 35,326
後期高齢者支援金現年度分	24,034	47,568	△ 23,534	療養給付費	840,000	864,000	△ 24,000
介護給付費分現年課税分	26,103	14,036	12,067	療養費	3,720	2,520	1,200
子ども・子育て支援納付金分現年課税分	2,337	—	—	審査支払手数料	2,042	2,268	△ 226
医療給付費分滞納繰越分	3,990	4,250	△ 260	高額療養費	156,000	168,000	△ 12,000
後期高齢者支援金滞納繰越分	1,770	1,810	△ 40	高額介護合算療養費	500	500	0
介護給付費分滞納繰越分	940	1,090	△ 150	移送費	10	10	0
子ども・子育て支援納付金分滞納繰越分	0	—	—	出産育児一時金	3,002	3,002	0
退職被保険者保険税	32	53	△ 21	葬祭費	900	1,200	△ 300
医療給付費分滞納繰越分	30	50	△ 20	国保事業費納付金	275,648	263,816	11,832
後期高齢者支援金滞納繰越分	1	1	0	財政安定化基金拠出金	1	1	0
介護給付費分滞納繰越分	1	2	△ 1	保健事業費	29,786	30,549	△ 763
使用料及び手数料	75	77	△ 2	積立金	1,360	97	1,263
国庫支出金	4,752	0	4,752	病院事業繰出金	3,560	5,871	△ 2,311
県支出金	1,028,589	1,066,422	△ 37,833	その他の諸支出金	1,062	1,582	△ 520
財産収入	1,360	97	1,263	予備費	2,000	2,000	0
寄附金	1	1	0	計	1,336,414	1,355,837	△ 19,423
繰入金							
一般会計	80,886	87,741	△ 6,855				
積立基金	32,001	37,563	△ 5,562				
繰越金	1	1	0				
諸収入等	109	109	0				
計	1,262,488	1,355,837	△ 93,349				

重要な資産（医療機械器具等）の取得について

種類	名称	新規又は更新	目的	導入年度	耐用年数
医療機器	院内ネットワーク機器	更新	ネットワーク機器を更新し、院内 Wi-Fi 環境の整備を行う。	令和 2 年度	5 年